

人権教育指導資料Ⅷ

こころ

～いじめ・自殺等の未然防止に向けて～

平成26年3月

岡山県教育庁人権教育課

はじめに

いじめの問題が深刻化・複雑化し、インターネット上のSNS*等を通じて行われるいじめも大きく取り沙汰されるようになる中で、昨年6月には「いじめ防止対策推進法」が成立しました。

本県では、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、今年3月、「岡山県いじめ問題対策基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を策定しました。この県の基本方針には、いじめの防止等のために学校が実施すべきこととして、「互いを思いやり、生命を大切にする態度、自他の人権を尊重する意識を育成する」ため、実態に合わせて題材や資料等の内容を十分に工夫しながら、道徳教育や人権教育の充実に努めることを明記しています。

また、いじめは、「どの子どもにも起こり得る」問題であり、いじめ等を理由に自殺を選択する児童生徒の存在等、事後の対応では取り返しのつかないこともあることから、いじめ等をなくすためには、特定の児童生徒だけでなく、全ての児童生徒を対象とした未然防止の取組がとりわけ重要です。

そこで本書は、各学校におけるいじめ等の未然防止の取組を、より効果的に推進できるよう、教職員の共通理解に基づく組織的・計画的な取組の進め方や、有識者・関係機関・NPO等との協働により作成した、児童生徒が自他を尊重し、いじめ等の防止や命の大切さについて実感できる学習プログラムを掲載しました。

本書を学校現場において大いに活用され、いじめ・自殺等の未然防止に向けた取組に役立てていただき、児童生徒が周囲の人と信頼できる関係を築きながら、かけがえのない人生を力強く生きていこうとする力を身に付けていくことを期待します。

最後になりますが、このプログラム集を作成するに当たり、一年間にわたり献身的に御尽力いただきました作成委員各位、並びに御協力いただきました皆様に対し、心から感謝いたします。

※「SNS」…ソーシャルネットワーキングサービス

平成26年3月

岡山県教育庁人権教育課長

福原洋子

目 次

○ はじめに	
○ 活用に当たり	3
1 未然防止の取組の推進に向けて	
(1) いじめや自殺の問題についての基本認識	5
(2) 教職員の共通理解に基づく組織的・計画的な取組	13
2 学習プログラム	
(1) 生きているからこそ ～自分を大切にしてください～ <小学校>	18
(2) 優しい心が一番大切だよ ～誰にも「自由の翼」は奪えない～ <小学校～中学校>	27
(3) 困っている友だちの助けになろう ～気付く・寄り添う・つなぐ～ <中学校～高等学校>	41
(4) 知ろう！いじめの実態、考えよう！あなたの言動 ～SNS等を通じて行われるいじめの事例等から～ <中学校～高等学校>	53
(5) 「こころの健康」について考えよう <高等学校>	63
(6) いじめにおける当事者とは <高等学校>	74
3 資料	
・実践事例集、指導資料等	80
・いじめとこころの相談窓口一覧	82
○ 作成委員名簿等	83

活用に当たり

1 本書の目的・構成

いじめ等の生徒指導上の問題に関しては、これまでも各学校等において様々な未然防止の取組が行われてきており、県教育委員会では、効果的な実践事例の収集・提供や指導資料の作成等を通じて、そうした取組の充実を図ってきました。

本書は、各学校において、既存の資料等も活用しながら、未然防止の取組がより一層効果的に進められるよう、次に示す内容で構成しています。

(1) 未然防止の取組の推進に向けて

児童生徒のいじめや自殺等の実態等から、未然防止の取組の必要性について教職員の理解を促すとともに、教職員の共通理解に基づく組織的・計画的な取組の進め方（「P. E. A. C. E.（ピース）メソッド*」）等について紹介しています。また、ピースメソッドを踏まえた「取組例」をもとに、各学校の未然防止の取組計画を立てることができるようになっています。（※15～17ページ参照）

さらに、児童生徒の自殺予防については、まずは、教職員が自殺予防のための正確な知識を身に付けることが必要であることから、児童生徒の自殺予防に向けた教職員研修プログラム例も掲載しています。

(2) 学習プログラム

有識者・関係機関・NPO等との協働により作成した、授業等で活用できるいじめ等の未然防止に係る学習プログラムを掲載しています。

各プログラムは、社会心理学の専門家や精神科医、弁護士等の司法関係者、いじめや暴力のない社会の実現を目指して啓発活動に取り組んでいる被害者家族の方等、日頃から、児童生徒のいじめ等の問題や心の問題に直接関わっている方々のノウハウ等も取り入れて作成しています。

専門的な資料、法律、判例、当事者の声、楽曲等の多様な教材を活用して、児童生徒が、いじめや自殺等の問題について様々な視点から学び、いじめ等の防止や命の大切さ等について実感できる内容となっています。

(3) 資料

いじめ等の問題の未然防止の取組に活用できる実践事例集や指導資料等を紹介しています。今回新たに作成した学習プログラムや本資料をもとに、各学校での未然防止の取組計画の立案や実践を行うことができます。

また、児童生徒の自殺予防に向けて、児童生徒が困ったときにどこに助けを求めればよいのか、相談機関や医療機関等について情報を提供することが必要であることから、児童生徒のこころに関する相談窓口を掲載しています。

2 学習プログラムの実施に際して

本書に掲載した学習プログラムは、児童生徒の実態等に応じ、より効果的に取り組めるよう、各学校において適宜、内容の追加・修正、方法のアレンジなどを加えながら、弾力的に活用してください。

- (1) 対象校種を記載していますが、これは例示であり、記載以外の校種での活用も可能です。
- (2) 「取組例A」「取組例B」というように複数の取組例を示したものがありますが、全ての取組を順番に実施する必要はありません。例えば、「取組例A」だけを取り上げる、「取組例B」と他の資料に掲載された取組を組み合わせて実施するというように、効果が上がるよう工夫してください。
- (3) 教員による指導を想定して作成していますが、ゲストティーチャー、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携して取り組むなど創意工夫をしてください。
- (4) 本書の学習プログラムをもとにした活動を行う際には、ただ単に、本書掲載の取組例を取り入れればよいというのではなく、年間の未然防止の取組計画等においてしるべき位置付けをして取り組むことが大切です。

3 指導に当たっての留意点

本書の教材の中には、人の死について取り上げているものがありますので、指導に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 現実に身近な人の死に直面した児童生徒がいるような場合、あるいは、過度に死を恐れる児童生徒がいるような場合には、個々の児童生徒の状況を踏まえ、実施の可否も含めて、指導の進め方や取り上げる資料等について事前に慎重に検討してください。
- (2) 自殺の手段を詳細に伝えたり、自殺を美化したりすることは、児童生徒の自殺の危険を引き起こす可能性がありますので、十分注意してください。
- (3) 授業後の反応が気になる児童生徒については、個別の関わりを持ったり、スクールカウンセラーにつなぐなど、適切にフォローする必要があります。

4 その他

本書は、岡山県教育庁人権教育課のウェブページからダウンロードすることができます。
(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/153/>)

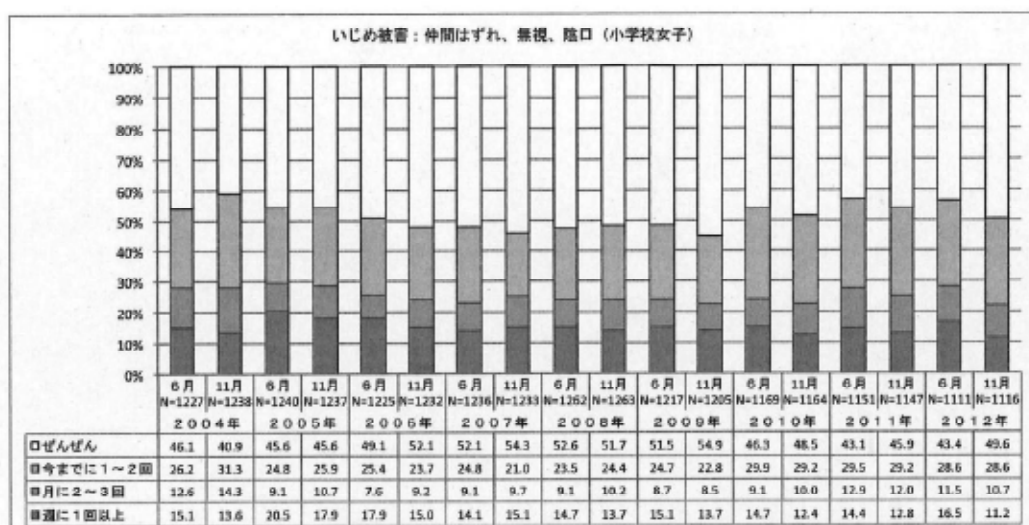
1 未然防止の取組の推進に向けて

(1) いじめや自殺の問題についての基本認識

－児童生徒のいじめの実態－

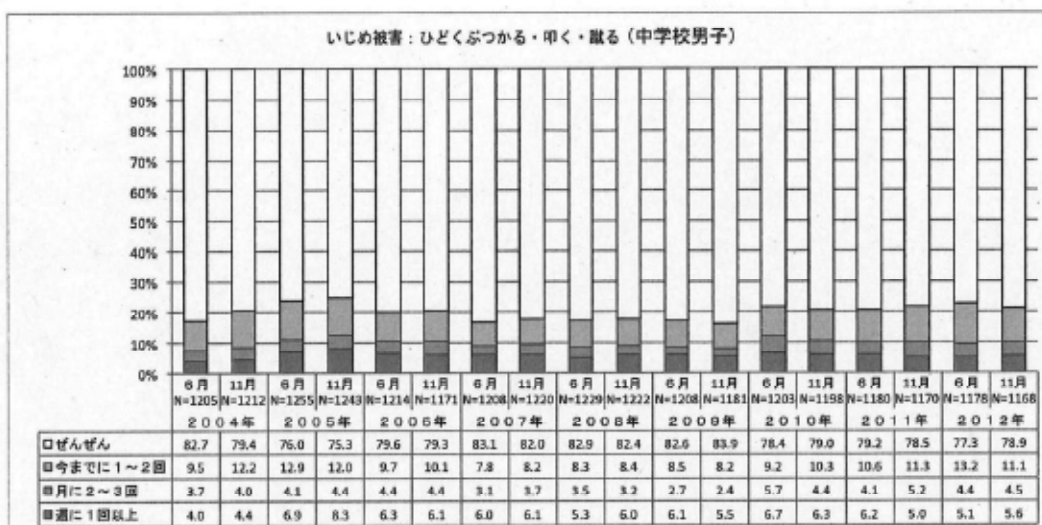
① いじめに流行はない

マスコミ報道等において、いじめの社会問題化が取り沙汰されることも多いですが、最も典型的ないじめ行為である「仲間はずれ・無視・陰口」について、特に急増したり急減したりするという事実は見られません。このことは、「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」といった暴力を伴ういじめについても同様のことが言えます。いじめに関して「流行」とか「ピーク」という感じ方や考え方は誤りで、大切なことは、常に起こっているいじめに対して、適切に取り組み続ける姿勢であると言えます。



小学生の「仲間はずれ・無視・陰口」被害経験率の推移（女子）

※男子：女子と比べて被害経験率の平均は下がるが、経験率の推移に大幅な増減は見られない。



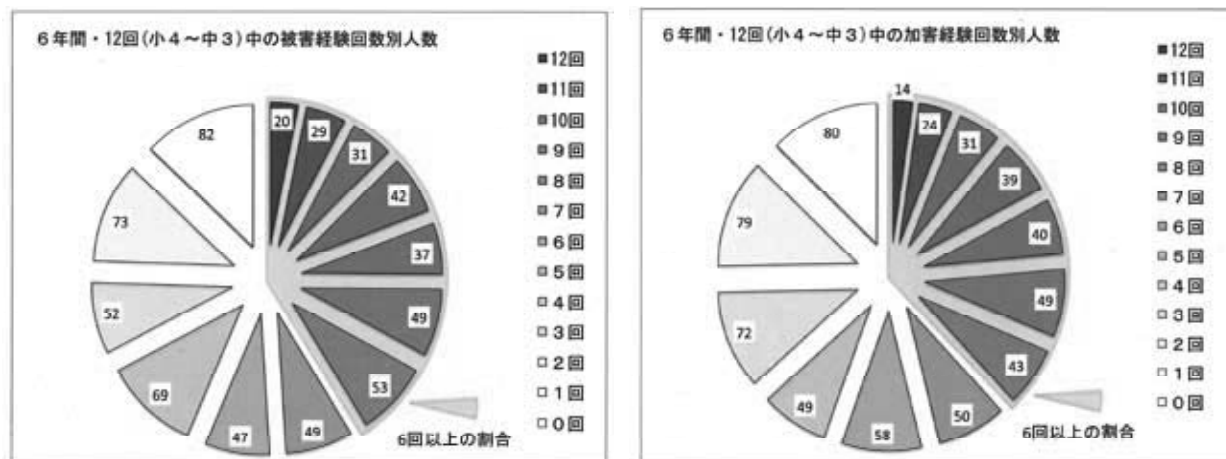
中学生の「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」被害経験率の推移（男子）

※女子：男子と比べて被害経験率の平均は下がるが、経験率の推移に大幅な増減は見られない。

「いじめ追跡調査2010-2012」（国立教育政策研究所 平成25年7月）から

② いじめはどの子どもにも起こり得る

国が行った調査では、小学4年生から中学3年生までの6年間において、いじめ（「仲間はずれ・無視・陰口」）と無関係でいられる児童生徒は1割程度しかおらず、また、被害者も加害者も大きく入れ替わりながらいじめが進行していくという実態が報告されています。いわゆる「いじめられっ子（いじめられやすい子ども）」や「いじめっ子（いじめやすい子ども）」は、ほとんど存在せず、多くの児童生徒が入れ替わりながらいじめに巻き込まれていることが明らかになっています。



2007年度小学4年生の6年間12回の調査における「仲間はずれ・無視・陰口」の経験回数（頻度を問わない）

※被害経験について12回とも経験がなかった者は82名（12.9%）、加害経験について12回とも経験がなかった者は80名（12.7%）となっている。また、12回中6回以上にわたる経験者を「常習的」と見なすと仮定した場合、被害経験・加害経験とも約4割の児童生徒がこれに該当することになり、いじめの発生状況は予想以上に深刻である。 「いじめ追跡調査2010－2012」（国立教育政策研究所 平成25年7月）から

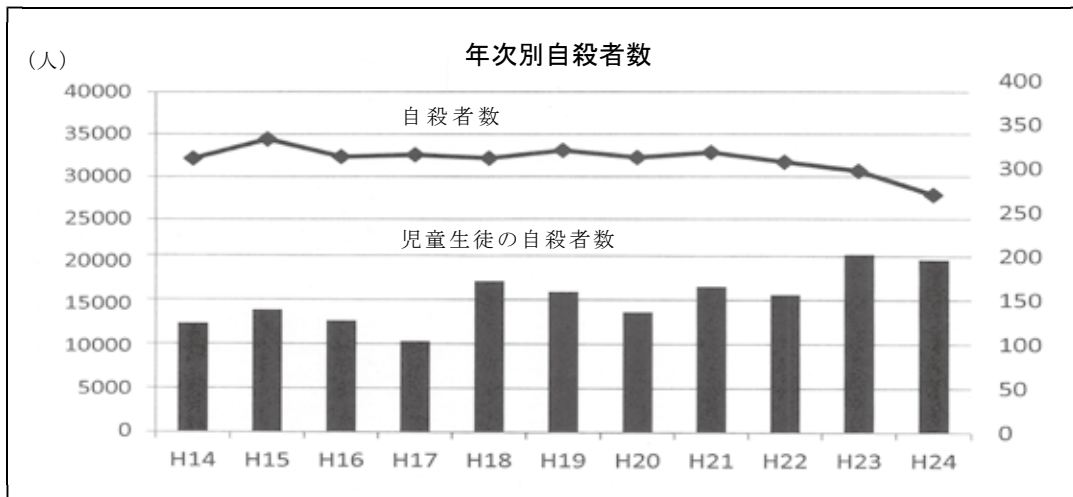
－いじめの予防に向けて－

このように、いじめは、一部の特別な児童生徒だけが関わっているものではなく、どの子どもにも起こり得る問題です。また、一見、「ささいな行為」であっても、それをしつこく繰り返したり、誰もが加わりやすいことから集団で集中的に行われたりした場合、被害者に大きな精神的苦痛がもたらされ、自殺に及ぶなど、事後の対応では取り返しのつかない事態を引き起こす危険性を有する行為でもあります。いじめを減らすためには、一部の「気になる子ども」だけに関わるのではなく、全ての児童生徒を対象に、「未然防止」の取組を組織的・計画的に推進していくことが、適切かつ効果的です。

－児童生徒の自殺の実態－

① 自殺者数の推移

我が国では、年間の自殺者数が3万人前後で推移しており、深刻な社会問題となっています。近年、自殺者数は減少傾向にありますが、若い世代での自殺死亡率は上昇傾向にあります。さらに、未遂者数は既遂者数の少なく見積もっても10倍は存在するとも推計されています。



*自殺者数は、「自殺統計」(警察庁)から、児童生徒の自殺者数は「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成17年度までは公立学校、平成18年度からは国公立学校について調査)から

② 年齢層別死因から見た自殺

どの年齢層でも自殺が死因の上位に位置しています。中学生～高校生の世代を含む15～19歳までの死因の第1位は自殺です。また、小学校中学年・高学年～中学生の世代を含む10～14歳までを見ても、自殺が死因の第3位となっています。

10～20代の死因上位3項目

年齢	第1位	第2位	第3位
10～14	悪性新生物	不慮の事故	自殺
15～19	自殺	不慮の事故	悪性新生物
20～24	自殺	不慮の事故	悪性新生物
25～29	自殺	不慮の事故	悪性新生物

「平成24年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省 2013)から

—児童生徒の自殺予防に向けて—

① 教職員の理解の促進

これまで、全自殺者の中に占める割合が小さいためか、子どもの自殺に対する社会の関心は必ずしも高くありませんでしたが、将来ある子どもの自殺の問題は、一般に考えられているよりもはるかに深刻です。また、自殺に関しては「『死ぬ、死ぬ』という人は死なない」「子どもはひどく落ちこんでいても、いつか自然に立ち直る」など、多くの誤解や不正確な情報を信じている人も少なくありません。児童生徒の自殺予防に向けて、まずは、教職員が自殺予防のための正確な知識を身に付けることが肝要です。

② 学校教育における取組

児童生徒の自殺予防に資するため、各学校においては、教科学習と道徳、総合的な学習の時間、特別活動との関連を図りながら、教育活動全体を通して、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む体験活動の推進や、生命の大切さや人生のかけがえのなさを実感する教育の充実に努める必要があります。

また、併せて、日常の教育活動の中で、児童生徒に次のようなことを伝えておくことも大切です。

- 「解決が難しいと思われる問題が起きたときは、人に相談できることもすばらしい能力であること」
- 「友だちから悩みや不安を打ち明けられたら、その友だちの気持ちを大事にしながらか話を聴いて、信頼できる大人につなぐことがとても大切であること」
- 「問題解決のためには、相談窓口や相談機関にはどんなものがあるのか普段から知っておくことが大切であること」

(参考)

【児童生徒の自殺予防に向けた教職員研修プログラム (例)】

1) 研修のねらい

児童生徒の自殺の実態、自殺の危険性が高い児童生徒への対応の在り方等、児童生徒の自殺予防に関する基礎的知識を身に付ける。

2) 準備物

- ・リーフレット「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(文部科学省 平成21年3月)
- ・DVD「悩む子どもの話を聞こう～子どものうつ病と自殺対策～」(23分)

3) 研修の流れ (60～70分)

時 間	活動内容	留意点
導入 10分	1 資料①「自殺に関する基本認識テスト」を行い、研修の趣旨を確認する。	○ 「基本認識テスト」の解答・解説を行いながら、リーフレットの項目1・2等を踏まえ、研修の趣旨説明をする。 ・児童生徒の自殺は、一般に考えられているよりかはるかに深刻である。 ・自殺の危険の早期発見等、児童生徒の自殺予防に果たす教師の役割は極めて大きい。自殺に関しては、多くの誤解や不正確な情報が飛びかっており、正しい知識を身に付けることが必要である。
展開1 30分	2 グループで、リーフレットの項目5・6を参考に、児童生徒から「死にたい」「他の人には言わないで」などと訴えられたときの対応について、ロールプ	○ 3人のグループをつくり、「教師役」「子ども役」「観察者」に分かれてロールプレイをする。 ○ TALKの原則を踏まえた対応と、安易な励まし(「大丈夫、頑張れば元気になる」)や説諭(「死ぬなんてつまらないことを考えるな」)等の

		レイをする。	対応とを対比させてロールプレイをすることもできる。
10分	3	各グループで協議した内容を発表し、全体で共有する。	○ 自殺の危険が高まった児童生徒への対応について、全教職員で共通理解できるようにする。
5分	4	校内組織対応の流れ及び地域の関係機関等について確認する。	○ 校内組織対応の流れについては、資料②を参考にすることもできる。また、関係機関等について共通理解できるように、一覧表等を作成しておくとい。
展開2 25分	2	DVDを視聴する。	
15分	3	グループで、気付きや感想、児童生徒への対応に当たって留意すべき事柄等について話し合う。	○ リーフレットの内容も参考にする。
15分	4	※展開1の3・4と同様	
まとめ 5分	5	振り返りとまとめをする。	○ リーフレットの項目7を踏まえ、自殺の問題については、一人で抱え込むことなく、教職員間で十分な連携を図るとともに、家庭、関係機関、地域の人々など、様々な人々と協力体制を築き、チームで対応することが大切であることを押さえる。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーや関係機関の職員を助言者として招き、適宜助言をいただくと効果的である。 ・普段から、学年会等において、リーフレットの項目3・4等を参考に、気になる児童生徒についてどのような支援が可能か話し合っておくことも大切である。 	

※「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のリーフレット及びマニュアルは、文部科学省のウェブページからダウンロードすることができる。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm

※DVDは、岡山県生涯学習センターで借りることができる。

資料①

自殺に関する基本認識テスト

自殺に関する次の各問いについて、正・誤のいずれかに○を付けてください。

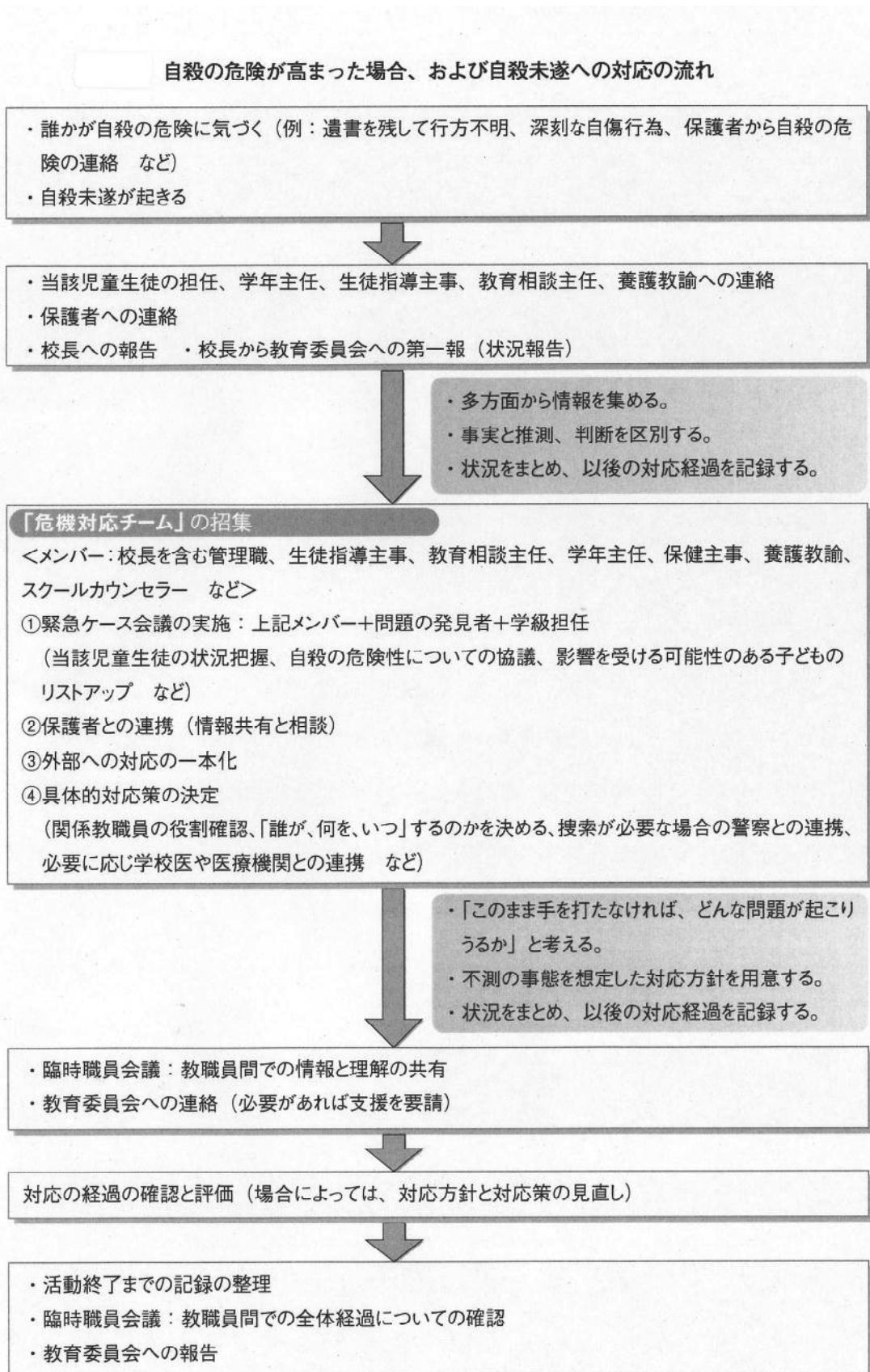
- 問1 日本の1年間の自殺者数は、交通事故死者数より多い。 (正 ・ 誤)
- 問2 児童生徒の自殺者数は、年間100人を越えている。 (正 ・ 誤)
- 問3 自殺に流行現象はなく、複数の自殺が起きた場合でも、ほとんどが偶然の一致である。 (正 ・ 誤)
- 問4 自殺という意識を伴った行動が起きるのは、思春期を迎えた中学校2年生ぐらいからである。 (正 ・ 誤)
- 問5 15～19歳の世代では、死因の第1位は自殺である。 (正 ・ 誤)
- 問6 自殺は、ある日突然に何の前触れもなく起きることがほとんどである。 (正 ・ 誤)
- 問7 「死にたい」「自殺したい」など、自殺をほのめかす人は、実際には死なない。 (正 ・ 誤)
- 問8 死ぬ危険が低い方法で自殺を図った(手首を浅く切るなど)人は、実際に自殺によって生命を失う危険性は低い。 (正 ・ 誤)
- 問9 児童生徒の自殺は、大人の自殺と異なり、心の病との関連性は低い。 (正 ・ 誤)
- 問10 いったん自殺の危険が過ぎたら、二度とそのような行為を繰り返すことはない。 (正 ・ 誤)

(正解)

問1 (正) 問2 (正) 問3 (誤) 問4 (誤) 問5 (正)
問6 (誤) 問7 (誤) 問8 (誤) 問9 (誤) 問10 (誤)

* 「子どもの自殺予防のための取組に向けて(第1次報告)」(児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会 平成19年3月) 附属参考資料及び「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(文部科学省 平成21年3月)を参考に作成

資料②



「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(文部科学省 平成21年3月)から

参考文献

- 『いじめ追跡調査2010－2012』・『いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する。』（国立教育政策研究所 平成25年7月）
- 『子どもの自殺予防のための取組に向けて（第1次報告）』（児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会 平成19年3月）
- 『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』（文部科学省 平成21年3月）

参考HP

- 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター
http://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido.html
- 「自殺予防対策」厚生労働省
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/jisatsu/
- 「子どもの自殺予防」文部科学省
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302907.htm
- 「自殺対策」内閣府
<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/>
- 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 自殺予防総合対策センター
<http://ikiru.ncnp.go.jp/ikiru-hp/>

(2) 教職員の共通理解に基づく組織的・計画的な取組

－「計画的な」取組の必要性－

生徒指導上の問題が起きた場合に、速やかに適切な対応が行われる必要があることは言うまでもありません。ただし、問題によっては、事後の対応では取り返しのつかないこともあり、起きてから対応するという考え方から、問題が起きにくい学校風土を作る、問題を回避できる児童生徒に育てる等の予防的な考え方、つまり未然防止の考え方へと軸足を移していくことが求められるようになっていきます。そして、未然防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードとして進めていくこと*1です。

しかしながら、いざ学校で未然防止に取り組むとなると、次のような困難が伴います。

一つは、今、起きている事象と比べ、起きていない事象の場合には、教職員が危機感を感じにくく、後回しになりがちであるという点です。教職員は、眼前に起きた問題を放置しておくわけにはいきませんから、まず、その対応を行います。その対応期間中に、他の問題事象が「目に見えにくい」かたちで進行していても、まだ問題が起きていなければ、課題発見の試み等の未然防止の取組は後回しになるということも起こりがちです。

二つめは、既に起きた事象への対応と比べ、起きていない事象への取組の場合には、教職員が成果を実感しにくく、取組を中断しがちであるという点です。問題事象の事後対応の場合は、問題が解消していくことにより、取組の手応えをリアルタイムで感じることができます。ところが、未然防止の取組の場合には、本当ならば起きていたはずの問題事象が起きなくて済んだというかたちにしかならないため、ある程度の期間が経った後でしか成果や手応えを感じられないこともあり、取組が低調になったり、持続できなくなることもあります。

このように、未然防止の取組は、後回しになりがちで中断しがちな取組です。これを実施し継続していくためには、取組をあらかじめ「計画」しておくことが必要なのです。

－「P.E.A.C.E. (ピース) メソッド」について－

未然防止の取組を積極的に進めるには、児童生徒の未だ表には現れていない課題を発見する試みと、そこで明らかになった課題を解決していくための計画的な取組が重要になってきます。そうした計画的な取組を進める手法として、国立教育政策研究所が開発・提案してきた「P.E.A.C.E. メソッド」があります。

「P.E.A.C.E. メソッド」とは、オーストラリア生まれのいじめ対策法である「P.E.A.C.E. Pack」を参考に、教職員全体で組織的・計画的に生徒指導に取り組むことができるよう、国立教育政策研究所が開発・提案してきた手法（メソッド）です。

① P＝準備 (Preparation)

児童生徒の現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能かつ比較可能な尺度）で把握し、課題を発見する。

* 1 国立教育政策研究所の『生徒指導リーフ2「絆づくり」と「居場所づくり」』『生徒指導リーフ8 いじめの未然防止Ⅰ』『生徒指導リーフ9 いじめの未然防止Ⅱ』を参考にしてください。

② **E＝教育 (Education)**

その課題（問題となる状況）をどう変えたいかという目標（1年後・半年後・学期の終了時等までに実現したい状況）を設定する。

③ **A＝計画策定 (Action Planning)**

その目標を達成するための具体的な取組について、計画（自校の教育課程に位置付けた実施計画）を策定する。

④ **C＝対処 (Coping)**

実施計画に沿って、一連の取組を着実に実施する。

⑤ **E＝評価 (Evaluation、これが次のサイクルのP＝準備に相当)**

期間終了後に、目標の達成状況を把握（上記の①で用いた尺度によって変化を確認）し、上記①～④の課題発見・目標設定・計画策定・取組実施のそれぞれについての適否を検証する。検証の結果から導かれた新たな課題を上記の①とする。（引き続き②～⑤を実施していく。）

－計画的な未然防止の取組に向けて－

各学校において、「P. E. A. C. E. メソッド」等を踏まえて、計画的な未然防止の取組を進めることができるよう、15～17ページに「P. E. A. C. E. メソッド取組例」を掲載しています。各学校の実態等に応じて、これまでの取組を見直し、この「取組例」も参考に、本書掲載の学習プログラムや資料の事例等を取り入れるなど、効果的な未然防止の取組を進めてください。

● 「PDCAサイクル」とは、何が違うの？ ●

「PDCAサイクル」とは、計画 (Plan)、実行 (Do)、点検・評価 (Check)、改善 (Act) の順で経営管理を進めていく手法で、名称はその頭文字に由来しています。もともとは、経営学の領域における手法として登場し、教育の分野では学校経営学の領域で広く知られています。

「P. E. A. C. E. メソッド」は、PDCAサイクルと比べ、計画に先立つ部分をよりていねいに行う点に特長があります。すなわち、①P段階で現状把握のための実態調査を行うこと、②その調査結果に基づいて、E段階で教職員全員が参加する話し合いを持つこと、③その中でA段階の目標設定や計画立案が行われることが、PDCAサイクルとは大きく異なる点です。

詳しくは
こちら!

「問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方」

(国立教育政策研究所生徒指導研究センター 平成22年6月)

<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/shienschiryoku/2.pdf>

P. E. A. C. E. メソッド取組例 中学校第2学年

第 1 サ イ ク ル

月	P. E. A. C. E. メソッド	取 組 例
3月 以前 静 休 日	<p>① ② ③</p> <p>① ② ③</p> <p>④ ⑤</p>	<p>■基礎的な情報（児童生徒の出欠席日数、暴力等の発生状況、面接記録等）の収集</p> <p>■質問紙調査実施（1回目）</p> <p>○「問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方」18～21ページ「質問紙（調査項目）の例と解説」参考（国立教育政策研究所生徒指導研究センター）</p> <p>■調査結果</p> <p>○質問紙調査の結果が気になる項目、結果から見て大切にしたい項目等を取り上げる。</p> <p>質問紙調査結果（例）</p> <p>○自分のしたこと、友だちから悪口を言われた……やや多い</p> <p>○仲間はずれにされたり、無視されたり、かげで悪口を言われたり……やや多い</p> <p>○私（私たち）のしたこと、ほかの人から感謝された……かなり少ない</p> <p>○私（私たち）のしたこと、ほかの人の役に立った……かなり少ない</p> <p>■学年団全員での話し合い</p> <p>いじめの被害経験が予想していたより多い。対応方法を考えよう。</p> <p>自己有用感を高める経験の少ない生徒が多いのが気になるね。</p> <p>生徒の「自己有用感」が高まれば、いじめに向かわないという実践報告がある。まずは、「自己有用感」を高める取組を試みよう。</p> <p>重点課題：自己有用感の獲得が必要</p> <p>学校教育目標：認め合い、支え合うことができる生徒の育成</p> <p>学年教育目標：進んで仕事を見付け、協力して活動できる生徒の育成 温かく思いやりのある人間関係がとれる生徒の育成</p> <p>■重点活動の選定</p> <p>家庭科で、保育園交流を予定しています。この活動も生かせるのでは？ 他の教科では？</p> <p>5月の宿泊研修では、例年一人一役任されているよね。これを、自己有用感を高める取組になるように工夫してみよう。</p> <p>自己有用感を高めるために、11月の学級活動の時間にグループ活動を実施してみよう。</p> <p>委員会・係活動をもう少し活性化させてみよう。生徒が主体的に取り組めるよう工夫したり、活動内容を報告したりする場を設けたいしよう。</p> <p>12月の人権週間で集会を行う予定だけど、生徒がもっと主体的に取り組めるような工夫をしたらどうか？</p>
春季 休業 中 4月 初め	<p>取組を実施する教員全員が、学年担当等的小グループで話し合い、共通認識を持つこと。</p> <p>各学年で設定した重点課題を踏まえ、学校教育目標、学年教育目標を設定する。</p> <p>予定されている年間計画の中から、学校教育目標、学年教育目標の達成に生かせるような行事や学習等の教育活動を重点活動として選ぶ。</p> <p>○児童生徒にどのような働きかけ（声かけや指導）を行うかまですべてをイメージしたうえで選ぶ。</p> <p>○適切な活動がない場合は、新たに始めることも必要。</p>	<p>重点課題：自己有用感の獲得が必要</p> <p>学校教育目標：認め合い、支え合うことができる生徒の育成</p> <p>学年教育目標：進んで仕事を見付け、協力して活動できる生徒の育成 温かく思いやりのある人間関係がとれる生徒の育成</p> <p>■重点活動の選定</p> <p>家庭科で、保育園交流を予定しています。この活動も生かせるのでは？ 他の教科では？</p> <p>5月の宿泊研修では、例年一人一役任されているよね。これを、自己有用感を高める取組になるように工夫してみよう。</p> <p>自己有用感を高めるために、11月の学級活動の時間にグループ活動を実施してみよう。</p> <p>委員会・係活動をもう少し活性化させてみよう。生徒が主体的に取り組めるよう工夫したり、活動内容を報告したりする場を設けたいしよう。</p> <p>12月の人権週間で集会を行う予定だけど、生徒がもっと主体的に取り組めるような工夫をしたらどうか？</p>



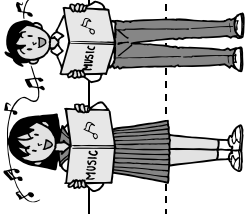
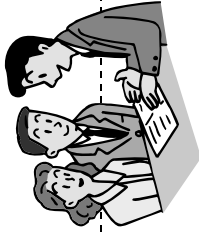
第 1 サイクル

第 2 サイクル

A	<p>スローガン：認め合い、助け合い、互いに「ありがとう」と伝えよう</p>	<p>⑥ 教師のみの共通理解や目標に子どもや保護者、地域児童生徒も主体的に「ありがとう」の作成を促すことが望ましい。</p>
C	<p>■実践</p> <p>4～7月 各教科等での取組</p> <p>5月 宿泊研修 「一人一役活動」 班内で、よくできていた点を中心に相互評価をする。</p> <p>6～7月 委員会・係活動 「ありがとう！きびだんご」 各委員会の活動に積極的に協力してくれたクラスメートに、委員がコメントを記入した「きびだんごカード」を配る。カードは教室に掲示。</p>	<p>⑦ 計画に従って実践を行う。</p> <p>⑧ 重点活動については、指導案や指導記録、児童生徒等の感想文等を収集しておく。</p>
E(=P)	<p>■評価のための補助資料の収集 ・指導案・指導記録・振り返りシート・感想文・班活動の記録等</p> <p>■質問紙調査実施（2回目）</p>	<p>⑨ 「3月前後」に実施した「3月前後」と同じ（相当の）調査票を用いた調査を実施する。</p>
E	<p>■検討・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目標が達成できなかった場合には、別の目標にすることも考えられる。達成できなかった場合には、その原因（課題設定、目標作成、重点活動の選択、実践の在り方等の適否）を検討する。 ○「問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方」22～23ページ「チェック・シート」の例」参考 <p>■調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目の調査結果と比較しつつ、重点課題となった項目の変容を中心に検討を行う。 <p>■質問紙調査結果（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分のしたこと、友だちから悪口を言われた……変化なし ○仲間はずれにされたり、無視されたり、かげで悪口を言われたりした……やや増加 ○私（私たち）のしたこと、ほかの人から感謝された……やや増加 ○私（私たち）のしたこと、ほかの人の役に立った……変化なし <p>■補助資料 ・指導案・指導記録・振り返りシート・感想文・班活動の記録等</p>	<p>⑩ 「7月」に実施した調査結果に基づき、学年ごとの4～7月の取組を振り返り、評価する。</p>
A	<p>■（必要に応じて）課題・目標・計画の修正</p> <p>「感謝された」の項目が増加している。生徒の感想文や振り返りシートにも同様の内容が見られる。</p> <p>「役に立った」の項目には、変化が見られないね。なぜだろう。</p> <p>いじめの被害経験が少し増えている。やはり、いじめ防止の取組も始めるべきでは？</p>	<p>⑪ 9月以降の課題・目標・計画を、必要に応じて修正する。</p>

第3サイクル

第4サイクル

9月 12月	⑫ ⑬	修正された計画に従って実践を行う。 ⑬ 重点活動については、指導案や指導記録、児童生徒等の感想を収集しておく。	■実践 ■評価のための補助資料の収集	実践 評価のための資料収集	C	
12月 冬季休業前	⑭	「3月前後」「7月」に実施したものと同じ調査を実施する。	■質問紙調査実施（3回目）		E(=P)	
冬季休業中	⑮	「12月」に実施した調査結果の9～12月の取組を検討・評価する。	■検討・評価 ■調査結果 ■補助資料		E	
	⑯	1月以降の課題・目標・修正計画を、必要に応じて修正する。	■（必要に応じて）課題・目標・計画の修正		A	
1月 3月	⑰ ⑱	修正された計画に従って実践を行う。 ⑱ 重点活動については、指導案や指導記録、児童生徒等の感想を収集しておく。	■実践 ■評価のための補助資料の収集	実践 評価のための資料収集	C	
3月 春季休業前	⑲ = 新①	「(前年度)3月前後」「7月」「12月」に実施したものと同じ調査を実施する。	■質問紙調査実施（4回目）		E(=P)	
3月 春季休業前	⑳ = 新②	「3月前後」に実施した調査結果に基づき、取組ごとと1～3月の取組を検討・評価する。	■検討・評価 ■調査結果 ■補助資料		E	
	新③	「3月前後」に実施した調査結果に基づいて話し合いを行い、学年ごとと重点課題を明らかにする。	■学年団全員での話し合い		E	

2 学習プログラム

生きているからこそ ～自分を大切にしてください～

1 はじめに

人権尊重の理念である、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになるために必要な人権感覚は、子どもに繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。家庭をはじめ学校や社会の中で、子ども自身が自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを実感できるような状況を生み出すことが肝心である。個々の子どもが、一人の人間として大切にされているという実感を持つことができるときに、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志が芽生え、育つことが容易になるからである。

このプログラムは、犯罪被害によって息子を失った母親が語ることばから、子を大切に思う親の気持ちを実感し、また人の命が突然失われることの理不尽さに気付くことにより、今ある命を大切に生きていくことの大事さを知ったり、「自分が生きていることには意味がある」など、自分自身を肯定的に捉えるようになっていたりすることをねらいとして作成したものである。

2 学習のテーマとねらい

(1) テーマ 「かけがえのない自分や他の人を大切に思う気持ちについて」

(2) 主な対象 小学校（中・高学年）

(3) 学習のねらい

自分や他者の命はかけがえのないものであることに気付き、自分らしく自信を持って生きていこうとする気持ちを持つ。

3 教材について

小学校中学年になると、現実性を持って「死」ということを理解できるといわれている。この教材は、平成11年3月、少年らによる集団暴行事件で息子（当時18歳）を亡くした市原千代子さんから、当時の様子やその後の思いを伺い作成したものである。

市原さんは、民間被害者支援団体である認定NPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズの設立に尽力され、現在は、理事として運営に当たっている。

市原さんは、「これ以上、子どもたちを被害者にも加害者にもしたくない」という強い思いで、全国各地の学校等において数多くの講演を行っている。

また市原さんは、現在の子どもたちは自己肯定感が低い子どもが多いと言う。「自己肯定感をもたせてあげたい」と子どもたちの支援活動にも力を入れている。

取組例A（道徳）では、息子を他の兄弟とともにずっと大切に育ててきたことを描いた資料①を用いて、息子の命の重みを感じ、その命が失われたことがどんなに辛く悲しいことだったのかに気付かせたい。また、いじめや暴力によって命が失われることの理不尽さを感じ、自分や友達の名の大切さにも気付かせたい。

取組例B（学級活動）では、市原さんの命に対する思いを資料②に表し、「身体のぬくもり」を体感し生きているということを感じ取らせる。そして、自分にも友達にもかけがえのない命があり、今ある命を生き抜くことの大切さに気付かせたい。

取組例 A

道徳（主に中学年）

(1) 主題名 かけがえのない命（内容項目 3－（1））

(2) 資料名 「みなさんに伝えたいこと」（資料①）
…市原千代子さんの講演原稿より作成

(3) ねらい

資料を読み、「大切に育ててきた子どもを失った親の悲しみ」や「いじめや暴力によって命が失われることの理不尽さ」を感じ、自他の命を大切にしようとする心を持つ。

(4) 活動

1 赤ちゃんの絵・写真等をもとに、これまでの経験から、病気やけがなど命に関わることや、命はどのように生まれてきたかなどについて想起し、本時は、自他の命について考えることを知る。

2 市原さんの話を読み、自他の命について話し合う。（資料①を読み、市原さんが子どもたちに伝えたいことについて話し合う。）

「市原さんは、息子さんをどのような気持ちで生み育てていたのでしょうか。」

<予想される児童の反応>

- ・今度こそ元気に生まれてきてほしいと願っていた。
- ・お腹にいるときから大事に育てた。
- ・お乳を飲ませることができてうれしかった。 等

「息子さんが亡くなったとき、市原さんはどんな気持ちだったのでしょうか。」

<予想される児童の反応>

- ・悲しい。
- ・なぜ死なないといけないの。信じられない。許せない。
- ・もっと生きていてほしい。生き返って。 等

<留意点>

命が突然失われることの理不尽さや、身近な人が亡くなったときの苦しみ悲しみについて、これまでの経験を想起したり、想像したりしながら話し合う。（児童が過度の心配をしないよう、個々の実態に即して話をする。）

「市原さんが『みんなに伝えたいこと』は、何でしょうか。」

* 児童の発言を通して、市原さんは「手のあたたかさ」や「手の動き」を、命（生きていること）の象徴と捉えていることを確認する。

<予想される児童の反応>

- ・あたたかさや動きは生きていることの証拠であることを知ってほしい。
- ・手で人をいじめたり暴力を振るったりすることもできるけれど、そんなことは絶対にやめてほしい。
- ・あたたかさを大切に持ち続けてほしい。
- ・どんなことがあっても生き抜いてほしい。 等

3 実際に、両手を合わせるなどして、身体が温かく動いていることを確認し、自分や友達の命を感じる。(市原さんは講演のときに手を合わせることを体験させ、命を実感させる。)

<予想される児童の反応>

- ・ぬくもりを感じるよ。
- ・これが「生きている」ということだね。 等

<留意点>

子どもの状態に配慮し、「ほおに手などを当てる」「自分を抱きしめる」「友達同士肩を組む」等、方法を工夫して命を実感できるようにする。

4 教師の話聞く。

*学習のまとめとして、「市原さんに手紙を書く」活動を行うこともできる。

取組例B 学級活動(主に高学年)

(1) ねらい

- 今の自分を見つめ、これからも自分らしく生きていこうという気持ちを持つ。
- 自分の大切さを感じるとともに、他の人も同様に大切な存在であることに気付く。

(2) 活 動

1 資料②を読み、手を合わせたときの感想を話し合う。

<予想される児童の反応>

- ・あたたかいよ。 ・本当だ、動いているね。 ・強く握ると痛いよ。
- ・くすぐったい。 ・お母さんと手をつないだことを思い出した。 等

<留意点>

各自が感じたことが生きている証であると市原さんは言っていることを確かめ、死んでしまうということは、そこからいなくなってしまうことであることにも気付かせる。

2 題にある「みなさんに伝えたいこと」とは何かについて話し合う。

*市原さんの思いをしっかりと考えることができるようにするため、ワークシート（資料③）を用意し、自分の考えを書いてから話し合うとよい。

<予想される児童の反応>

- ・みんなに同じ「いのち」があるということ。
- ・生きて、生きて、生き抜いてほしいということ。
- ・「いのち」を奪う人にも、奪われる人にもなってほしくないということ。 等

3 自分の命（=自分）を見つめるため、「自分というものを表すことば」を思い付くだけワークシート（資料④）に書く。

*自分のよい面だけでなく、自信のないところや直したいと思うところも記入する。

*たくさん思い付くように、教師がいくつか例を示すのもよい。

例：○自分らしいところ ○ちょう戦したいこと ○ちょっといやなところ
○楽しいと思うこと ○こんな人になりたいと思う人 ○好きなこと 等

4 ワークシート（資料④）を示しながら、自己紹介をする。

*記入したことをもとに、話す順番を考えてから始める。教師が手本を示すのもよい。

5 質問をする。

6 友達のよいところ・がんばっているところについて伝え合う。

*自分が言われてうれしいことやがんばろうという気持ちが生まれるようなことを伝えるように声かけをする。

*伝えてもらったら、必ず感想を返すようにする。

*友達からのことばは、ワークシート（資料④）に書いておく。

7 活動を通して、気付いたことをワークシート（資料③）に書き、発表する。

*他者（周りの友達）の大切さについて、ワークシート（資料③）に記入しているものを取り上げ紹介することで、他の人も大切な存在であることに気付かせる。

参考HP

○「認定NPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ」

<http://www.npo-families.com/>

資料① 「みなさんに伝えたいこと」

わたしは一九七五年にけつこんしました。一番目の子どもがすぐ次の年に生まれまして。早く兄弟をつくってあげたいと思っていましたが、おなかにできた赤ちゃんを一回もなくしてしまい、悲しい思いをしていました。そんな時にこれからお話する一番目の子どもができたのです。

おなかの中にいる時から大事に育てました。そして元気なうぶ声とともに生まれてきてくれました。一九八〇年一月の夜の九時ごろのことでした。息子の元気なき声が病院中にひびいていたのを今でも覚えています。やつと朝になり、赤ちゃんをだいてお乳を飲ませた時、とてもうれしかったです。

それから、わたしは子どもたちを大切に育てました。三年後に妹も生まれ、みんなで楽しく幸せな日が続きました。

しかし、息子が高校生になったとき、いじめにあうようになりました。友だちが大好きな子で、楽しく過ごしているようでしたが、ある日、目の下をたたかれて、真っ黒にして帰ってきました。ようすを聞くと

「ふざけていて。」

とだけ答えました。

友だち思いな子で、その友だちが試験に合格するように、プリントをすぐにとどけてあげたいから車で送ってほしいと、わたしにたのんできたこともありました。やさしい子どもでした。

二度目は友だちになぐられて左目の奥の骨を折ってしまいうけがをしました。

そして一年くらい後のことですが、息子は自分より少し年上の人や同級生の人によびだされ、なぐられたりけられたり、川に落とされたりしたのです。

病院にかけつけたとき、「どうしてこんなになるまで。」と思うほど、息子の体はひどいようすでした。

次の日に息子は息をひきとりました。

わたしは、息子が死んだことを信じることができず、「まだ体はあたたかいのに。」と

思いながら、何度も何度も足をさすりつづけました。「生き返ってほしい。」「どうして声をだしてくれないの。」と心の中でさげびつづけていました。

みなさん、手を合わせてみてください。あたたかくないですか。右手で左手をにぎってください。動いていますね。それが生きているということです。死んでしまうということは、その手が氷のように冷たく、動かなくなり、そして、そこからなくなってしまうということです。

「手」というものは、よいこともわるいこともできるのです。人をだいたり、なぐったりすることもできるし、大人になって車を運転していて、人の命をうばってしまうこともあります。よいこともできます。大きくなって好きな人と出会って手をつなぐこともできるのです。

みなさんがいじめやぼう力で大切な命をおとすことがあつてはならないと、わたしは強く思っています。わたしの息子もきつとそう思っています。

自分を大切にしてください。生きていると、つらいことや苦しいことがあるかもしれません。だから死んでしまいたいと思うようなこともあるかもしれません。でも、そういうふうに思ったら、勇気を出して、周りの人に「助けて」と声に出して伝えてほしいと思います。相談をすればいいのです。

生きてさえいれば、きつと先には良いことやうれしいことがあるはずです。わたしも息子がなくなった後、あれほどつらく悲しく苦しかったのに……やつぱりうれしいこともあります。

それは、人と会うことができることです。みなさんと語り合えることがうれしいのです。

だから、悲しいことがあつても苦しいことがあつても、みなさん一人一人に与えられた命をおじいちゃんおばあちゃんになるまで生きぬいてほしいです。どんなにつらく苦しくても生きて生きて生きぬいてほしいと思います。

そういうふうに、元気に生きているみなさんとどこかで会うことがあるといいなと思っています。

資料② 「みなさんに伝えたいこと」

市原千代子さんは、平成十一年三月、当時十八才だったむすこさんを、同級生ら三人によるぼう力で失いました。息を引きとったむすこさんを見ても信じられず、「まだ体はあたたかいのに」と心でさげびながら、何度も何度も足をさすり続けたそうです。むすこさんがこの世からいなくなることが、どうしてもがまんできなかつたのです。

その後市原さんは、「いなくなったむすこにかわって、むすこの思いをうつたえるために、みなさんに話をさせていただこう」と考え、「おかやまはんざいひ害者サポート・ファミリーズ」の活動にかかわり、一年間に百回近くいろいろな学校に行つては、子どもたちに「命の授業」を行つています。

市原さんは、子どもたちにどんな話をしているのでしょうか。ちよつと聞いてみましょう。

「みなさん、手を合わせてください……「読んでいるみんなもやってみましょう」

どうですか。温かくないですか？ 右手で左手をぎゅつとにぎつてみてください。動いていますね。それが生きているということです。死んでしまうということは、その温かい手が氷のように冷たく、動かなくなってしまうということです。そして、その手がなくなるといことです。

私は子どもが生まれてきたとき、元気なうぶ声を聞き、ちつちやな手が元気に動いているのを見て、本当にうれしく思いました。だから、むすこもむすめもいつしようにけんめい大切に育てました。それは、みなさんの場合も同じではないかと思ひます。

でも、もう一つ覚えておいてください。その手はぼう力をふるうこともできる手です。車を運転して事こを起こし、だれかの命をうばうかもしれない手なのです。わたしはみなさんに、いじめやぼう力のひ害者にも加害者にもなつてほしくないのです。むすこのようなつらい思いをする子や、命をうばわれる子を一人も増やしたくないし、私のようにつらく悲しい思いをする親も、もう増やしたくありません。だから、私はこうして、みなさんのところへ『いのち』を語りに来たのです。

生きていくことは、つらいこと、悲しいこと、苦しいこと、しんどいこと……たくさんあると思ひます。その結果、死んでしまいたいと思ふことがあるかもしれません。でもそんなふうと思つたときは、まわりの人に『助けて』と伝えたり相談したりしてほしいと思ひます。お父さんやお母さん、先生や友達には、心配やめいわくをかけてはいけないから、子どもは意外に相談しないということを知りました。だから私は言ひます。『勇気を出して、まわりの人に助けをもとめたり相談したりしてください。』

生きてさえいれば、きつと、良いことやうれしいことがあります。わたし自身、むすこを失つた後、あれほどつらく悲しく苦しかつたのに……、やつぱり良いことやうれしいこと、楽しいこと……ありました。それは、たくさんの人に会ふこと、みなさんに語りかけることができることです。

みなさんも与えられた命を途中で落とすことなく、あなたの『いのち』を生きてほしいです。どんなにつらく苦しくても、生きて生きて生き抜いてほしいと思ひます。そういうふうには、元気で生きているみなさんと、会えるといいなと思つて言ひます。

今日は、私の話をきいていただき、ありがとうございました。」

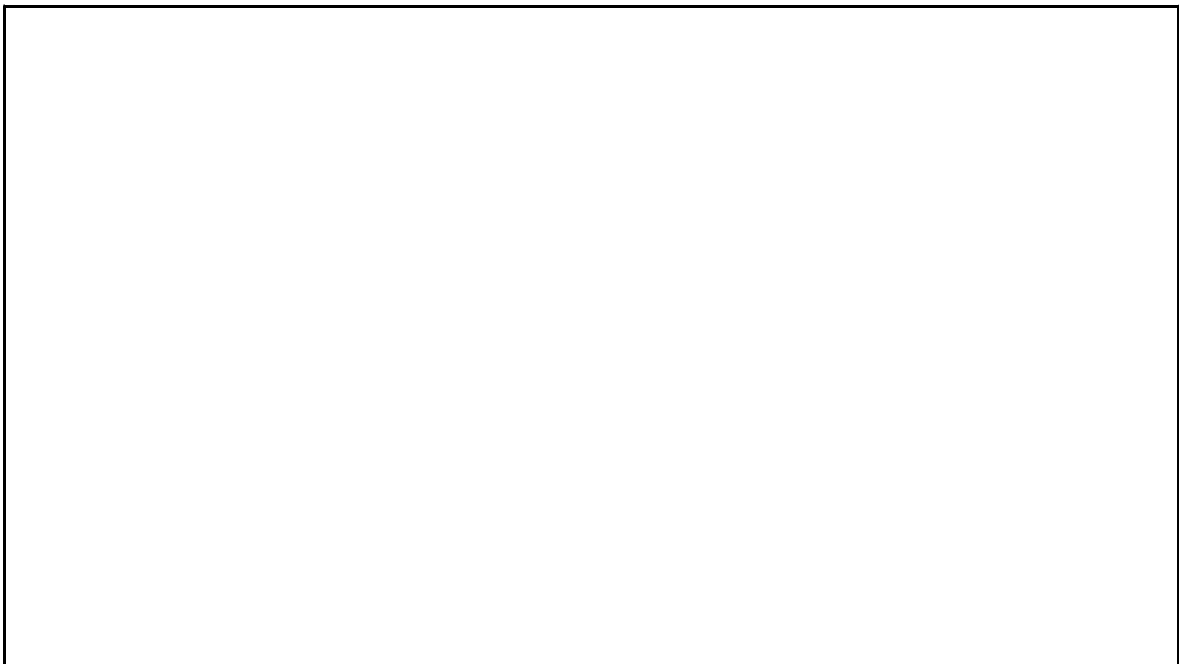
かけがえのない自分を見つめよう

年 組 番 氏名 _____

- 1 市原さんが「みなさんに伝えたいこと」とは何でしょうか。



- 2 今日の活動を振り返って、感想を書きましょう。



わたしの木

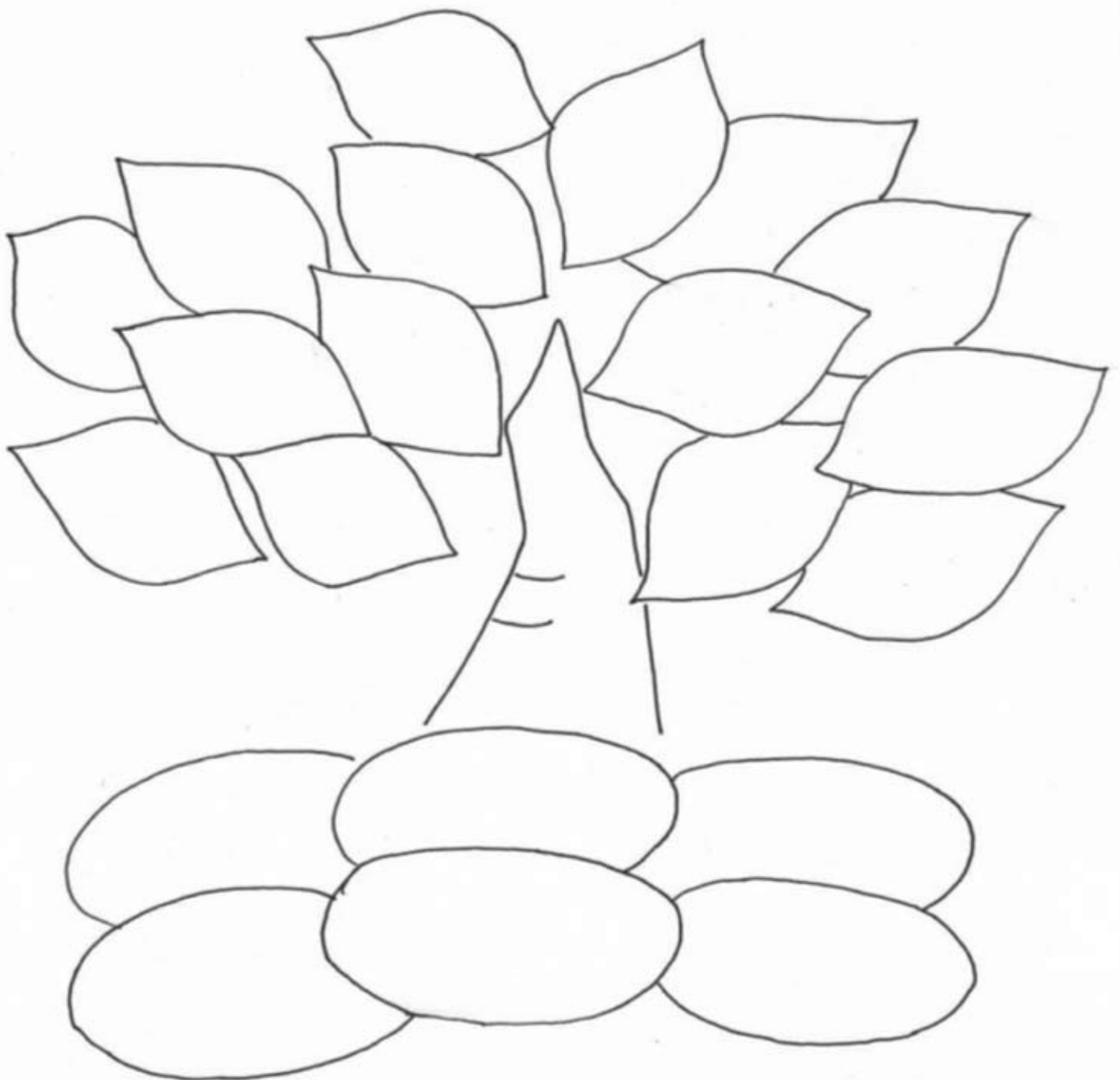
現在の「自分」を表してみよう

記入例（たとえば…）

- 自分らしいところ
- 楽しいと思うこと
- 好きなこと 等…
- ちょう戦したいこと
- ちょっといやなところ
- こんな人になりたいと思う人

※はっぱの中に、自由に書いてみましょう。

（友達からのことばは、木の根元に書きましょう。）



優しい心が一番大切だよ ～誰にも「自由の翼」は奪えない～

1 はじめに

いじめは、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものであり、そのため、いじめられる児童生徒は無力感に陥り、考える力や生きる気力さえも失いかねないものである。

このプログラムは、夢や希望、様々な可能性のある未来までも奪われてしまった当事者の声に耳を傾けることにより、「いじめは絶対に許されない」ということについて考え実感することをねらいとしている。

自分らしく幸せに生きる権利を全ての人を持っている。その権利を侵害することは、相手が誰であれ認められない。いじめは決して許されることではないということを、児童生徒自身の心で実感させたい。

2 学習のテーマとねらい

(1) テーマ 「相手を思いやる優しい心の大切さについて」

(2) 主な対象 小学校～中学校

(3) 学習のねらい

いじめは、どの子にも起こり得ることであり、大変悲惨な結果をもたらしかねない、決して許されないことである。いじめによって自殺した小森香澄さんの事例を通して、いじめは被害者に多大な苦しみを与えて未来までも奪うことがあることを理解し、相手のことを本当に思いやる優しい心の大切さに気付く。

3 教材について

小森香澄さんの母親、小森美登里さんは、元文部科学省いじめ問題アドバイザーで、いじめや暴力のない優しい社会を目指すNPO法人ジェントルハートプロジェクトの理事として、全国の学校や教育機関などで、心と命を考える講演活動を行っている。それは、1998年に当時高校一年生だった一人娘の香澄さんが、いじめを原因として自殺したことに端を発する。

香澄さんは、明るい性格で友達もたくさんいた。教室の中でいつも友達を笑わせていた。小学生のときからあこがれていた吹奏楽部に入部するためにある高校に進学し、毎日の朝練習にも参加するなどして大変意欲的だった香澄さん。その香澄さんが学校に行くのを嫌がるようになった。原因は、部活動でのいじめだった。心への暴力に苦しみ追いつめられた香澄さんは、ある日自殺を図った。数日間は命を取り留めたものの、結局亡くなった。大好きなお父さんの誕生日でもあった7月27日のことだった。

香澄さんは、亡くなる少し前、こんな言葉を言った。「優しい心が一番大切だよ。」とても辛い状況にありながら、いじめている相手の悪口を言うのではなく、その相手を気遣う香澄さんを見て、小森さんはただ涙を流すしかなかったそうだ。(資料②参照)

香澄さんの死後、彼女が作った詩が出てきた。「窓の外には」というこの詩は、9才の頃に作ったものだ。(資料③参照)

この詩に吹奏楽部の関係者が歌詞を書き足し、一つの楽曲が作られた。香澄さんが詩に込めた思いをくんで書き足された言葉の中に「自由の翼力強く」という一節がある。「誰からも自分が幸せに生きる権利を奪われてはならない。自分の翼を大きく羽ばたかせると同時に、他の友達の翼も大きく力強く、自由に羽ばたくよう祈ってあげてください。」という願いが込められたものである。

香澄さんの事例は、いじめがいじめられている人に大変な苦しみをもたらすものであり、いじめる側の心の問題であることを提起している。そして互いの違いを認め合いながら「優しい心」でつながり合っていく大切さを訴えている。さらに、母である美登里さんが講演会や著書で語る「全ての子どもたちへ、生まれてきてくれてありがとう。」という言葉とつなぐとき、いじめをしていたりいじめをしまいそうだったりする子どもたちに「もう一度生きなოს」(小森美登里さんの言葉より)きっかけを与えるものと考え。どの取組例においても、じっくりと自分と向き合う時間を十分にとりたい。

なお、実践に当たっては、深刻な悩みを持った児童生徒が学級にいる場合には、自殺を強調しないなどの配慮をする必要がある。

取組例 A 道 徳

(1) 主題名 だれに対しても (内容項目 [小学校] 4 - (2) [中学校] 4 - (3))

(2) 資料名 「優しい心が一番大切だよ」

(3) ねらい

いじめが、被害者の心を深く傷付け、夢や希望、様々な可能性がある未来さえも奪ってしまうことについて考えることで、いじめの恐ろしさや理不尽さを理解するとともに、いじめを許さない心情を高め、誰に対しても公正公平に接しようとする態度を身に付ける。

(4) 活 動

【 導 入 】

事前に行ったいじめに関するアンケートの結果を示し、ねらいとする価値への方向付けを図る。

【 展開前段 】

資料②を読んで話し合う。 ※ 資料①を提示・資料②を朗読

「今日は、この女の子の話をします。名前は小森香澄さんと言います。香澄さんの気持ちを考えながら聞きましょう。」

(小学校高学年向け)

「音楽が大好きだった香澄さんは、『わたしも、あの高校に行きたい。吹奏楽部で演奏したい!』と言っているとき、どんなことを思ったでしょう。」

(中学生向け)

「高校に進学してあこがれの吹奏楽部に入部したとき、香澄さんはどんなことを思ったでしょう。」

*香澄さんが期待に胸を膨らませ、頑張ろうとしている気持ちを捉えられるようにする。
<予想される児童生徒の反応>

- ・頑張って練習して、上手になりたいな。
- ・仲間や先輩と楽しい部活動になるといいな。 等

『『汚いから、治してから来てくれる。』と言われたり、髪型にまで文句を言われたり、無視されたり、仲間外れにされる日々が続いたとき、香澄さんはどんなことを思っていたでしょう。』

*香澄さんの苦しみの深刻さや心の傷の深さをしっかりと考えることができるようにするために、ワークシートを作成し活用するとよい。

<予想される児童生徒の反応>

- ・どうしてこんなにいじめられるの。
- ・誰か助けて。
- ・辛いけど続けて頑張らなくちゃ。
- ・もう吹奏楽部を続けられないのかな。 等

「いじめは、香澄さんから何を奪ったと思いますか。」

<予想される児童・生徒の反応>

- ・いのち ・未来 ・夢や希望 ・幸せ ・大好きな吹奏楽 等

『『優しい心が一番大切だよ』この言葉をあなたはどう思いますか。』

<予想される児童・生徒の反応>

- ・優しい心が大切、わたしも持ちたい。
- ・相手を気遣う香澄さんはすごい。 等

【 展開後段 】

自分を振り返る。

「今日の学習でどんな感想を持ちましたか。」

<予想される児童・生徒の反応>

- ・いじめは、深く心を傷付け人の未来までも奪ってしまう。絶対にしてはいけない。
- ・今まで軽い気持ちで友達に意地悪なことを言ったことがあった。でも、いじめられている人がどんなに辛いかわかった。もうしない。 等

<留意点>

ワークシートに書くなどして、いじめを一人一人の問題としてじっくりと考え、振り返る時間を十分にとりたい。

【 終 末 】

香澄さんの詩などを聞くことによって、いじめの理不尽さや一人一人の尊さを実感させながら、余韻を持って終わりたい。

A：香澄さんが書いた詩や、後に作られた曲を聞くことにより、香澄さんの純粋で希望に満ちた気持ちを感じ取らせ、いじめの理不尽さを際立たせたい場合。

ア) 詩の活用

「香澄さんが9歳の頃に作った詩があります。聞いてください。(資料③を朗読) 香澄さんは、夢や希望をいつも持っていました。この香澄さんの未来を奪ったのが『いじめ』です。」

イ) 曲の活用 (資料③の詩「窓の外には」を提示する。)

「香澄さんが9歳の頃に書いた詩に吹奏楽部の関係者が付け加え完成した歌があります。香澄さんは夢や希望をいつも持っていました。この香澄さんの未来を奪ったのが『いじめ』です。香澄さんの遺作とも言えるこの歌を聞きましょう(資料④参照)」

B：母親がみんなに向けて語った詩を聞かせることにより、一人一人の尊さを感じ取らせたい場合

「香澄さんのお母さんがみなさんに向けて語られた詩を聞きましょう。(資料⑤を朗読) お母さんはこんな言葉も語っています。『誰からも自分が幸せに生きる権利を奪われてはならない。自由の翼を、みんなが幸せになるために大きく大きく、自由に羽ばたかせてください。自分の翼を大きく羽ばたかせると同時に、他の友達も大きく力強く、自由に羽ばたくように祈ってあげてください。』と。」

C：それぞれの違いを認め合う大切さを伝えたい場合

例：「世界に一つだけの花」という曲の活用

「『世界に一つだけの花』という曲の詩を読みます。(朗読) 香澄さんのお母さんがこの歌に託して『一人一人、みんな違った種を持って生まれた命。咲かせる花の色も形もみんな違うはず。』と語っています。一人一人が持つ違う種をお互いに認め合えたなら、いじめは起こらないのではないのでしょうか。」

<留意点>

授業後、死にたいという気持ちを持つ児童生徒がいないかなど、ワークシートに書かれた感想を必ず確認するなどの配慮が必要である。

取組例 B 学級活動

(1) ねらい

いじめについて、自分の心の中で感じたり考えたりする経験を通して、いじめを自分の問題として捉えることができるようにする。

(2) 活 動

【 導 入 】

本時は、いじめについて、一人一人が「自分の心」で感じたり考えたりする活動であることを告げる。

*導入の仕方は学年・学級の実態に応じて工夫する。例えば、4色の画用紙や太陽・雲・雨・雷のカードを示し、そのカードが人のどんな感情を表しているのかについてグループで話し合わせた後、「それらの感情を感じる場所はどこでしょう。」と聞き、少し間を置いて、「それらの感情を感じる場所が心かもしれません。」と言い、自分の心の存在を意識させる。

【 展 開 】

<準備物> 模造紙（グループに1枚）、付せん紙、水性マーカー

1 グループで、いじめの内容を書き出す。

「今までに見たことや聞いたことのあるいじめを一つ付せん紙に書いて、模造紙に貼りましょう。同じものや似たものがあったら近くにまとめて貼りましょう。」

<予想される児童生徒の反応>

- ・給食の時、机をわざと離しているのを見たことがある。
- ・カバンや筆箱を隠されて困ってるって聞いたことがある。 等

「それでは、二つ目を書いて貼りましょう。」

*時間内で、この作業を何度か繰り返す。

<留意点>

「したこと」では書きにくいので、「見たこと・聞いたこと」という言葉を使う。

2 いじめを分類する。

「似ている意見を一箇所に集めて分類しましょう。そしてそのグループに名前を付けましょう。」

<予想される児童生徒の反応>

- ・これは、心へのいじめだ。こちらは体へのいじめだな。
- ・部活でのいじめかな。メールでのいじめがあるな。 等

3 グループごとに発表し、いじめには様々なものがあることと、出されたもの全てがいじめであることに気付く。

【 終 末 】

- 1 次の四つの質問を一つずつ児童生徒に問いかけ、それぞれが心の中で答えを探すことで、自分の心を見つめ直す。
- 「これから四つ質問をします。声に出さずに心の中で答えを探してみましょう。」
- なぜ、いじめをしてしまうのでしょうか。
 - いじめられる人にも原因はあるってよく聞くけど、みなさんはどう思いますか。
 - そこに何か理由や原因があったら、人は人を傷付けてもいいと思いますか。
 - 最初はふざけただけのつもりだった。でも友達はだんだん悲しくなって泣いてしまった。こんなふうに、もし友達を傷付けてしまったら、みんなはどうしますか。

<留意点>

十分な時間をとって考えさせることにより、児童生徒一人一人が、いじめを自分たちの問題として捉えられるようにする。

- 2 母親の詩を読むことにより自殺した子どもとその親の思いを感じ取る。(資料①・⑤を準備)
- 「この女の子の名前は、小森香澄さん。実は、15歳の時にいじめが原因で自殺をしています。一緒に書いてある言葉『優しい心が一番大切だよ』は、自殺をする4日前にお母さんに言った言葉だそうです。優しい心でみなさんがつながることを天国から願っていることと思います。」
- 「次の詩は、香澄さんのお母さんが作られた詩です。聞きましょう。」(資料⑤)

- 3 今日の授業について感想を書く。

<留意点>

本時は、自分の正直な心で感じたり考えたりする活動である。しかし、いじめを自分たちの問題として十分に捉えていない等、気になることがある場合は、道徳や特別活動等において、継続的に取り組むことが必要である。

※ 『いじめのない教室をつくろう』(小森美登里著)をもとに作成

取組例 C 学級活動

(1) ねらい

「優しい心が一番大切だよ」という言葉をもとに、他者に対する優しさとは何かを考えることにより、相手のことを考えた、より望ましい行動がとれるようになる。

(2) 活 動

【 導 入 】

「窓の外には」の歌と小森香澄さんの言葉を知る。(資料④)
「これからかける曲を聞きましょう。・・・どんな感想を持ちましたか。」
(資料①を提示して)「この女の子がこの曲の歌詞のもとを作った小森香澄さんです。一緒に書いてある言葉を読んでみましょう。(「優しい心が一番大切だよ」を読む)この言葉は、『窓の外には』の歌に込められた香澄さんのメッセージです。
『優しい心』とはどんな心なのでしょう。今日は、『本当の優しさ』について考えていきましょう。」

【 展 開 】

<準備物> 2色の画用紙(グループに1枚)、付せん紙、水性マーカー
1 グループで、「(相手に対して)優しい」という言葉から自由に連想するものを書き出す。
『(相手に対して)優しい』という言葉からみなさんはどんな言葉や出来事を連想しますか。一人ずつ、思いついた言葉や出来事を一つ付せん紙に書いて、ピンク色の画用紙に貼りましょう。似たものは、その近くに貼りましょう。終わったら、二つ三つとどんどん見付けて貼りましょう。」

<予想される児童生徒の反応>

・笑顔 ・助け合い ・相手のよさや頑張りを認める。 等

2 より優しさに対する考えを深めていくために、グループで、「優しい」の反対と考える言葉や出来事を書き出す。
『優しいの反対』は何でしょう。思い付く言葉や出来事を、一人一つずつ付せん紙に書いて、青色の画用紙に貼りましょう。(1と同様の手順で行う)」

<予想される児童生徒の反応>

・陰口 ・無関心 ・わざと嫌がることをする。 等

3 グループごとに話し合い、本当の優しさとは何かを考える。
『本当の優しさ』とは何でしょう。『優しい』『優しいの反対』のカードを見て、気付いたり思ったりしたことをグループで話し合ってみましょう。画用紙にメモをしてもよいですよ。」

4 グループで話し合ったことを発表する。

<予想される児童・生徒の反応>

・「優しさ」は「うれしい」につながってるよ。
・「優しい」って、相手のことを本当に大切に考えているね。

- ・相手のためにならないことは本当の優しさとは言えないと思うよ。
- ・「よくないよ」「やめようよ」って、ちゃんと言えないといけない。
- ・「優しいの反対」って、結局は、自分中心で相手を大切にしていないということだろうか。 等

<留意点>

互いの違いを認める、自分で正しく判断する、相手のことを本気で考えるといった子どもたちの意見から、「本当の優しさ」についてまとめるようにする。

【 終 末 】

もう一度、曲「窓の外には」を聞き、自分の心を見つめ直す。※資料②をもとに説明する。

「実は、香澄さんは、いじめを苦にして自ら命を絶ちました。香澄さんは『優しい心』でつながることを、心から求めていたのではないのでしょうか。最後に、もう一度『窓の外には』を聞きましょう。」

参考文献

- 『いじめのない教室をつくろう 600校の先生と23万人の子どもが教えてくれた解決策』
小森美登里著 WAVE出版 平成25年4月
- 『新版 いじめの中で生きるあなたへ 大人から伝えたい「ごめんね」のメッセージ』
小森美登里著 WAVE出版 平成24年6月
- 『わが子のいじめ自殺でわかった今、子どもたちと教師に起きている本当のこと』
小森美登里著 WAVE出版 平成24年12月

参考HP

- 「NPO法人ジェントルハートプロジェクト」
<http://npo-ghp.or.jp/>



資料②

「優しい心が 一番大切だよ」

小森香澄さんは、横浜市に住む女の子でした。香澄さんが生まれたとき、お母さんは、アルバムの一ページ目に、

「人の心の痛みのわかる、優しい女の子に育ててください。」

というメッセージを書きました。香澄さんは、両親の愛情に恵まれながらすくすくと成長し、明るく優しい子に育ちました。

「香澄のまわりには、いつも友達がたくさんいたよ。」

と友達が言うほどたくさんの友達がいて、いつも教室でみんなを笑わせるような女の子でした。

音楽好きの両親の影響でしょうか。香澄さんも音楽が大好きでした。

小学五年生のある日、ある高校の吹奏楽部が小学校に演奏に来ました。高校生の人たちの迫力のある演奏を聞いて、香澄さんは、

「わたしも、あの高校に行きたい。吹奏楽部で演奏したい！」

と、目を輝かせてお母さんに言いました。その吹奏楽部は、香澄さんのあこがれになりました。

中学生になった香澄さんは、もちろん吹奏楽部に入りました。打楽器を担当し練習に打ち込みました。そして、小学校のときからあこがれていた、吹奏楽の盛んな高校へと進学を果たしました。

高校に入学すると、担当する楽器はトロンボーンへと変わりましたが、相変わらず音楽に打ち込む日々が続きました。

高校に入学したばかりのころは、毎日の練習にも参加しとても意欲的だった香澄さんでも、そんな彼女が学校に行くのを嫌がるようになったのです。

原因は、部活動の中での「いじめ」でした。

アトピー性皮膚炎のことを指摘され、

「汚いから、治してから来てくれる。」

と言われたり、髪型にまで文句を言われたり、無視されたりと、仲間外れにされる日々が続きました。もちろん、いじめられる理由も覚えもありません。

そのことに気付いた両親は、学校に連絡をし、担任の先生に相談しました。でも、いじめはなくなりませんでした。香澄さんは、どんどん追いつめられていきました。

香澄さんが亡くなる少し前のことです。買い物に出かけたお母さんと香澄さんは、夜道を歩きながら、いじめのことをいろいろと話をしました。行くときはお母さんがたくさん話をしましたが、帰り道は香澄さんがたくさん話をしました。その話の中で、香澄さんがふつと言った言葉があります。

「お母さん、本当にかわいそうなのは香澄じゃないよ。こんなことをして、人が苦しんでいることを理解できないあの子たちの方が、よっぽどかわいそうなんだ。ねえお母さん。優しい心が一番大切だよ。」

お母さんは思わず息をのみました。自分自身がいじめられている状況でありながら、いじめている相手の悪口を言うわけでもなく、逆に、そのいじめている相手を気遣う香澄さんを見て、お母さんは暗闇に紛れて涙を流すしかありませんでした。

それから四日後。

香澄さんは、自殺を図りました。

数日間は命を取りとめたものの、結局香澄さんは帰ってきませんでした。

資料③

香澄さんの死後、お父さんのワープロのフロップピーの中から、一つの詩が出てきました。香澄さんが九歳のときに書いたものです。

窓の外には	
	小森香澄
窓の外には夢がある	
夢のとなりは自然がある	
自然の上には空がある	
空の上には星がある	
星の向こうに未来がある	
未来の向こうに愛がある	
愛の中には心がある	

今、香澄さんの心は、何を見つめているのでしょうか。

Kasumi Memorial 窓の外には

～やさしい心が一番大切だよ～

作詞 Kasumi Hirashima
作曲 T.Hirashima
Piano Arr. N.Yamashita
Chor. Arr. & Printed M.Sato

資料⑤

生まれてきてくれてありがとう

この詩を香澄へ、そしてすべての子どもたちへ贈ります

小森美登里

ありがとう 生まれてきてくれて

ありがとう 病気をしたとき いっぱいいっぱい心配させてくれて

ありがとう 多くの出会いをプレゼントしてくれて
そして楽しい思い出いっぱいくれて

ありがとう 生きる意味を考えるチャンスを入れて
全ての命がいとおいと感じさせてくれて

ありがとう お父さんとお母さんが出逢ったこと
間違いないって気付かせてくれて

ありがとう こんな私に子育てをさせてくれて
あなたをこんなに愛させてくれて

ありがとう 教室の中の子どもたちの苦しさ悲しさ
いっぱい教えてくれて

ありがとう 「優しい心が一番大切だよ」の言葉を遺してくれて
そして、この言葉を伝える人生を入れて

ありがとう 十五年と七カ月私と生きてくれて
そしていつかまた逢える楽しみを入れて
お母さんそれまで頑張って生きるよ

ありがとう ありがとう ありがとう.....
いい尽くせない沢山のありがとう
でもごめんね 守りきれなくて

ありがとう ありがとう ありがとう.....
すべての子どもたちへ 生まれてきてくれてありがとう！

「いじめのない教室をつくろう」小森美登里 著 より

困っている友だちの助けになろう ～気付く・寄り添う・つなぐ～

1 はじめに

思春期は、心身ともに大きな変化が訪れる時期で、内省的な傾向が顕著になり、自意識も強まることから、他者との関わり方や生き方についての悩みや、様々な不安を抱くようになる。しかし、固有の悩みや不安は、人に話せない自分だけの心の秘密であることから、誰にも相談できず、一人で抱え込んでしまい、問題が深刻化してしまったり、時には自殺に追い込まれてしまったりすることもある。

悩みを抱え込んで追いつめられてしまう前に、誰かに相談すること、周囲の人は様子のおかしいことに気付いたら声をかけてあげること、相談されたら誠実な態度で相手に関わること、さらに信頼できる大人に相談する（つなぐ）ことは、生涯を通じてのメンタルヘルスの基礎をつくるうえで重要なスキルとなる。

2 学習のテーマとねらい

- (1) テーマ 「不安や悩みを持つ友人への適切な関わり方について」
- (2) 主な対象 中学校～高等学校
- (3) 学習のねらい

危機的な状況に陥った際に、他者に援助を求めることの重要性を理解するとともに、友だちの危機に遭遇した際には、適切な行動が取れるようになる。

3 教材について

不安や悩みを抱え、危機的な状況に陥った際（自殺を考えた場合）、誰かに相談する人の割合よりも誰にも相談しない人の割合が高く、また、相談する場合は、友人に相談する人の割合が最も高いことが国の調査から明らかになっている。^{*1}

また、ある中学校の調査では、友人から死にたいと打ち明けられたことのある生徒について、相談を受けて話を聴くといった関わりをした生徒が16%、大人に相談した生徒が3%など、友人から相談を受けても適切な対応ができていないという結果が報告されている。^{*2}

こうしたことから、まずは生徒に次のような力を身に付けさせる必要があると考え、ACT（友人の危機に遭遇した場合の対処方法：Acknowledge；友人の危機に気付く、Care；誠実な態度で関わる、Tell；信頼できる大人につなげる）^{*3}等も踏まえ、活動プログラムを作成した。

- 1) 不安や悩みを抱えたときは、一人で抱え込まず誰かに相談する。（取組例A）
- 2) 不安や悩みを抱えた友人に気付く。（取組例B）
- 3) 友人から相談を受けたときは、まず傾聴し、その上で（子どもだけで解決できないときは）信頼できる大人につなぐ。（取組例C）
- 4) 相談機関等について知っておく。（取組例C）

*一連の活動として取組例A～Cに取り組むとより効果的である。さらに、生徒会による取組（取組例D）を通して、学校全体の気運を高めることもできる。

なお、各取組例において、生徒が安心して活動に参加できるよう、学習のルール（無理強いしない、他の人の意見を否定したり自分の意見を押しついたりしない、冗談を

言ったり茶化したりしない、秘密を守る等)を確認したり、アイスブレーキングを活用したりして、温かく和やかな雰囲気づくりに努めることが大切である。

※1 自殺対策に関する意識調査 内閣府 平成 20 年

※2 教師が知っておきたい子どもの自殺予防 文科省 平成 21 年

※3 米国の中でも青少年を対象とした自殺予防教育が進んでいるマサチューセッツ州のプログラムの中で強調されている対処方法。自殺の危機に限らず、他の問題を抱えた際にも同様に応用できる明快な対処方法であり、適切に助けを求めることを勧めるメッセージを含んでいる。

取組例 A 学級活動（思春期の不安や悩みとその解決）

(1) ねらい

思春期には誰もが様々な不安や悩みを抱きながら生きていることを知り、連帯感を高めるとともに、「互いに支え・支えられる関係」の大切さを、体験を通して学ぶ。

(2) 活 動

準備等

- ・事前に、不安や悩みについてのアンケートを実施する。(心配事や悩み事の有無、対処法、周りからの支え等) (資料①)
- ・生徒に今の自分達的心情にぴったり合うと思う「歌」を挙げてもらう。(生徒の意見を参考に楽曲を用意する。)

〈楽曲の例〉

- ・「手紙～拝啓十五の君へ～」
- ・「ビリーブ」
- ・「Best Friend」
- ・「むかしむかしのきょうのぼく」 等

- ① 生徒が挙げた曲に生徒の活動のスライドなどを合わせて提示しながら、思春期には、内容は違っても、皆いろいろな悩みや不安を持って生きていることの気付きを促す。
- ② アンケートの結果を見て、自分たちの心配事や悩み事・対処の仕方についてポイントを一緒に考える。(参考：アンケートの質問項目1・2の集計結果)
- ③ 「誰かに相談する」という行動に注目させ、今まで誰かに相談したとき、かけてもらった言葉、してもらったこと、その時の自分の気持ちを想起し、カードに記入する。(資料②)
- ④ 小グループになり、それぞれが書いたカードをもとに話し合い、体験を分かち合う。
- ⑤ グループで話し合ったことを模造紙に表現し発表する。(自分たちの書いたカードを模造紙に貼り、話し合いでの気づきや感想を余白に書く。)
*マーカーやクレヨンを用い、ポスター風のを制作してもよい。
- ⑥ 生徒が他の人に相談した体験（気持ちが軽くなる、人とのつながりを感じる、聴いてくれる人がいると思うだけで勇気が湧いて頑張れる、自分とは違った価値観や視点を得て問題に対する見方が変わる等）等を踏まえ、人に相談できることも生きていくうえで素晴らしい能力であることを伝える。

<留意点>

- ・アンケートは無記名で行い、プライバシーが守られるよう配慮する。
- ・小グループでの話し合いでは、聴き合うときのルールを黒板に掲示し、一人一人が大切にされるよう配慮する。

○小グループで聴き合うときのルール（例）

- ①話している人の方に体を向ける。
- ②話している人に温かい眼差しを向ける。
- ③相づちを打ちながら聴く。
- ④最後まで話を聴く。（話の腰を折らない。）
- ⑤わからないことは質問をする。（質問攻めにしない。）
- ⑥話している人がどんな気持ちか考えながら聴く。
- ⑦その人の話を聴いてわかったこと、感じたことを伝える。

- ・自分自身の悩みやつらい体験を想起する生徒もいるかもしれないので教師は生徒の表情等に留意し、そのような生徒がいた場合は、授業後に適切にフォローの時間を持つようにする。

取組例B

学級活動（友人の助けになろう 気付いているよ）

(1) ねらい

観察するワークを通して、他者の心を理解する想像力を高める。

(2) 活 動

準備等

- ・人々の様々な状況（表情が分かるもの）を写した写真や絵（「人権教育指導資料V 人権学習ワークシート集（上）」（岡山県教育委員会 平成20年）の36ページの表情写真を活用することもできる。）
- ・アンケート（資料①）の質問項目3①の集計結果（導入等で活用）
- ・シート（黒板掲示用：A4判程度）

- ① 生徒を小グループにして、喜怒哀楽をはじめ、様々な感情を表している人物の写真や絵をグループに1枚配付する。
- ② 最初は、個々人でその写真や絵の人物の気持ちを読み取ってみる。
- ③ それがどんな場面で、その人物はどんな感じや思いを抱いていると考えられるかについて、順次意見を言い、そう考える理由も述べる。
- ④ グループの話し合いをもとに、全体で意見を分かち合う。
*写真や絵をスクリーンに映し出ししながら、グループの意見を発表するとよい。
*表情が必ずしも人の心の全ての面を表しているとは限らないことも伝え、複雑な心情を表現した映像の一場面などを視聴し、話し合ってみてもよい。
- ⑤ ワークを通して体験したこと、感じたことを言葉で表現する。（同じ写真や絵の同じ人物の表情がいかに多様に解釈され得るかも含め、他人の感情を理解する

ことの意味について話し合う。)

- ⑥ 観察し気付くことの大切さを確認・共有し、友人が悩みや不安を持っているとき、表情以外のどんなことから気が付くことができるか、もし、友人のいつもと違う様子に気付いたらどんなふうに声をかけるか考えてカードに書く。(資料③)
- ⑦ カードに書いた気付きのサインをシートに転記し、シートをグループ分けしながら黒板に貼り、多様な気付きのサインについて確認・共有する。
(例) 表情・態度、身体・服装、持ち物・金銭関係、言葉・行動、遊び・友人関係 等
- ⑧ 生徒が考えた声かけの仕方をグループで練習する。
*事後の活動として、生徒が考えたサインや声かけを記したカードを教室に掲示してもよい。

取組例 C 学級活動 (友人の助けになろう ちゃんと聴いているよ)

(1) ねらい

聴くワークを通して、他者の感情をくみ取り、共感的に理解することを学ぶ。

(2) 活 動

準備等

- ・話のテーマ (誰もが共通した話題でそのことに関する体験と感情について語れるもの) をいくつか用意しておく。

〈話のテーマ例〉

- ・今、一番聴いてほしいこと
- ・最近、一番心に残っていること
- ・〇〇の思い出について (体育会、文化祭、夏休み、旅行等) 等
(話の聴き手から「最近、どう?」「最近、心に残っていることは?」「〇〇で心に残っていることは?」などと問いかけ、傾聴する。)

- ① どうすればよい聴き手になれるのか、小グループでブレインストーミングをする。
*意見が出にくい時は、自分が友人に相談したときしてもらってうれしかったこと、こんなふうに聴いて欲しいと思うことを想起させる。
- ② 3人一組に分かれて、話し手、聴き手、観察者になる。(役割は交代する。)
- ③ **話し手は**、「テーマ」について3分間話をする。
聴き手は、相手が何について話しているのかをよく聴いて、最後にポイント(相手はこんなことを言いたかったのだなあと自分がつかんだこと)を要約して伝える。
観察者は、聴き手がどんなことをしたり、言ったりしているかを注意深く観察し、記録する。会話には口を挟まない。
- ④ 3分たったらグループで相互にフィードバックする。(観察者は、気付いた点をフィードバックする。)全員が話し手、聴き手、観察者の三つの役割を経験するまで繰り返す。
- ⑤ 全員で輪になり、今日のワークについて話し合う。
 - ・話し手としての体験:自分の体験や感情を十分伝えられたか。
その助けとなったものは何か。

- ・聴き手としての体験：聴き手になってみてどのようなことを感じたか。
聴きながらどのような気持ちが起こったか。
難しいと感じたことはどのようなことか。
- ・観察者からの気付き：聴き手の態度や行動の中で、話し手にとって話しやすいと感じられたのはどのようなことか。
- *自分の気持ちを話すことの難しさを体験的に知ること、心を込めて聴くことの大切さについても理解・共有できるよう気付きを促す。
- *話を「聴く」体験から「他の人の悩みを聴くことで相談を受けた人が悩んだり不安になったりすることがある」「深刻な悩みを聴いていると、自分には受け止めきれないと感じる」といった発言も出るかもしれないが、これは、人の話を一生懸命誠実に聴いていれば自然なことで誰でも感じることである。そのため、重大な問題や自分には受け止めきれないと感じた時には、一人で抱え込まず、信頼できる大人や相談機関につなぐことが大切であることを強調し、校内の相談窓口等を紹介する。

⑥ 学習活動を振り返る。

- *取組例A～Cまでのまとめとして、資料④を活用することもできる。

※学習に引き続き、次のような学習活動を行うとより効果的である。

【スクールカウンセラー（SC）とふれあおう】

ねらい：SCを身近に感じ、気軽に相談しやすい雰囲気をつくる。

内容：「相談室だより」等でSCを紹介したり、実際にSCを教室に招き、話をしてもらったりする。等

【地域の相談機関を知ろう】

ねらい：地域で相談できる機関にはどのようなものがあるかを知り、困ったときには一人で悩まず、まず相談してみようという雰囲気をつくる。

内容：インターネットやパンフレット等で、地域にある機関や電話で相談できるところを調べて一覧表を作り、どのような場合に具体的に連絡を取るか話し合う。また、生徒の代表が、実際に地域の関係機関を訪問・見学し、その内容を報告する。等

取組例D

生徒会活動（困っている人のサポーターになろう）

(1) ねらい

有志の生徒が学級活動で学んだことを生かし、学校生活の中で自分に何ができるかを考えて実践してみることで、援助者としての学びを深めるとともに、「困ったときには適切な援助を求めることが大切である」というメッセージを校内に広める。

(2) 活動

準備等

- ・人権委員会、保健委員会、あるいは有志の生徒等から「困っている人のサポーター」になってみたい人を募る。

① サポーターに立候補してくれたことへの感謝を伝え、活動の進め方を説明する。

- ② 学級活動で学んだことを振り返り、これを生かして学校生活の中でできることを話し合う。

〈活動例〉

ア 紙上相談

体験入学の児童や新入生に向けて、新しい中学校生活に関する不安や疑問などに対して、安心して新しい学校生活を送ってもらえるよう先輩からの返事を書く。年度の中頃に、一般生徒の悩み等について返事を書く。

イ リボン運動^{※4}

自分から積極的に働きかけることはできなくても、「助けが必要なときは声をかけてください」という意思表示のリボンを身に付けるキャンペーンをする。そのために、自分たちでリボンの色を決めてリボンを作ったり、また、リボンの意味を知らせるポスターを作ったり、賛同者を募ったりする。

ウ 相談先カードの作成

相談できる機関にはどんなところがあるか調べ、連絡先などを書いたカードを作成して全校に配布する。実際に自分たちで、地域の各機関を訪問し、実態を見学してポスターなどで広報する。自分たちのメッセージやイラストを添えてもよい。 等

- ③ 話し合いをもとに、チャレンジしたい取組を決める。
④ 活動を進める上で不安なことや自信のないこと、また、その解決策等について話し合う。
⑤ サポーターとして必要なトレーニングを行う。

〈トレーニング例〉

ア 自分の感情と仲良くなるよう (資料⑤)

イ 自分のコミュニケーションパターンを知ろう (資料⑥)

ウ 上手な聴き方 (取組例Cのワークを応用)

- ⑥ 自分たちで考えた活動を行う。

＜留意点＞

- サポーターとしての活動に当たり、次の点を確認しておく。
- ・自分では対応できないこともあることを認識し、困ったときには無理をせずに教員等に相談すること。
 - ・秘密厳守が原則であるが、自分一人で抱えきれないような大きな問題については教員等に相談すること。
 - ・相手の心に寄り添うことが大切であり、自分の意見を押し付けるなど、自己満足のための活動にならないようにすること。

※4 短いリボンを輪にして折ったもの（リボンの色でメッセージが異なる）を身に付けることで、その問題に理解と支援をしていることを示すとともに、その問題を多くの人に伝えることができる。レッドリボン（エイズ）、オレンジリボン（児童虐待）が有名であるが、いじめの未然防止に向けて生徒会を中心にリボン運動に取り組み、効果を上げている学校もある。

参考文献

- 『平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ』（児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 平成23年）
- 『青少年のための自殺予防マニュアル』（高橋祥友編著 金剛出版 平成20年）
- 『かがやき 命の大切さを実感させる教育プログラム』（笠間市教育委員会 平成24年）
- 『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』（文部科学省 平成21年）
- 『こじれない人間関係のおけいこ：アサーティブネスしようよ！』（八巻香織著 ビクターブックス 平成14年）
- 『自分を好きになる本』（パット・パルマー著 径書房 平成24年）
- 『問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方』（文部科学省国立教育政策研究所 平成22年）
- 『いじめや不登校を未然に防ぐための校種間連携の在り方』（岡山県総合教育センター 平成22年）

資料①



アンケート（私のサポーター）

このアンケートは、学級生活がより楽しくなり、みんなで協力できるようにするために行います。学級の一人一人を大切にしていくために、みなさんが今までに体験したことや考えたことなどを記入してください。

1. あなたは今心配事や悩み事がありますか？ （ある・ない）
2. あなたは、心配事・悩み事やいやなことがあったときどうしていますか？
（）
3. あなたは、心配事・悩み事やいやなことがあったとき、あなたのまわりの人たちが、どのくらいあなたの助けになってくれると思いますか。いちばん近いと思うところに○をつけてください。

①もし、あなたに元気がないと、すぐに気づいてはげましてくれる。

- おうちの人 （ そう思う ・ まあそう思う ・ あまり思わない ・ まったく思わない ）
学校の先生 （ そう思う ・ まあそう思う ・ あまり思わない ・ まったく思わない ）
友だち （ そう思う ・ まあそう思う ・ あまり思わない ・ まったく思わない ）

②もし、あなたが悩みや不満を言っても、いやな顔をしないで聞いてくれる。

- おうちの人 （ そう思う ・ まあそう思う ・ あまり思わない ・ まったく思わない ）
学校の先生 （ そう思う ・ まあそう思う ・ あまり思わない ・ まったく思わない ）
友だち （ そう思う ・ まあそう思う ・ あまり思わない ・ まったく思わない ）

③ふだんから、あなたの気持ちを、よくわかろうとしてくれる。

- おうちの人 （ そう思う ・ まあそう思う ・ あまり思わない ・ まったく思わない ）
学校の先生 （ そう思う ・ まあそう思う ・ あまり思わない ・ まったく思わない ）
友だち （ そう思う ・ まあそう思う ・ あまり思わない ・ まったく思わない ）



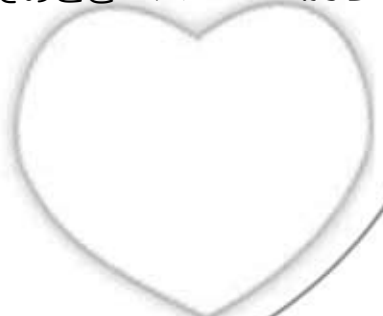
文部科学省国立教育政策研究所「問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方」（平成22年）より

*アンケートは事前は無記名で行い、結果は授業で示せるようにしておく。アンケートを行う際は、ねらいや趣旨について、しっかり説明する。

資料②

悩み事・心配事やいやなことがあったとき、
誰かに相談してよかったなと思ったのは
_____に_____を相談したとき

その時、かけてもらった言葉してもらったことは・・・ そのとき わたしの気持ちは



*悩み事・心配事やいやなことがあったとき、誰かに相談してよかった体験を思い出し、カードに記入する。その時の自分の気持ちを自由に表現できるよう、ハートを色鉛筆等で塗る。その時の気持ちをゆっくり味わいながら作業できるよう、ゆったりと進める。

資料③

友だちを勇気づけるあなたからのメッセージ
気付いているよ

☘ 友だちが不安や悩みを持っているとき、
表情以外のどんなことから気が付くことができる？
(_____)

☘ もし、友だちのいつもと違う様子に気付いたらどんなふうに声をかける？
(_____)

みんなが見守り隊 ～あいことばは^{アクト}ACT～

もしわたしが、困ったこと、嫌なこと、心配なことに出会ったときは

必ず誰かが（ ）くれる。

もし誰かが、困ったこと、嫌なこと、心配なことに出会ったときは

きっと私は（ ）できる。

だから、私たちのあいことばは^{アクト}ACT

Acknowledge:友だちのピンチに敏感に気づく

Care:誠実な態度で関わる

Tell a trusted adult:信頼できる大人に相談し、つなげる

見守り隊の一員として私たちは

どんなときに友だちが困るのか を学びました。

友だちをどのように助けるのか を学びました。

どこで助けを得ることができるのか を学びました。

そして、学んだことをどんなふうに生かすかを考えました。



資料⑤

サポーターとして活動していくためには、まず、自分の感情をきちんと受け止め、それを言葉で表現できるようになるといいですね。そのための練習です。

「今日の私」「この数日の私」を振り返って、
それぞれの感情を抱いた場面を書いてみよう

私が「かなしい」と感じたのは	私が「はずかしい」と感じたのは	私が「さみしい」と感じたのは	私が「しんどい」と感じたのは	私が「たのしい」と感じたのは
私が「こわい」と感じたのは	私が「すき」と感じたのは	私が「きらい（イヤだ）」と感じたのは	私が「緊張する（ドキドキ）」と感じたのは	私が「不安だ」と感じたのは

感情には、よい、わるいはない

ただしいか、まちがっているか(その感情を行動に表したとき、適切／不適切がある)
からだのうちがわから湧き上がってきた感情をそっと手のひらにのせて見つめてみよう
名前をつけて呼んでみよう

感情は私に大切な心のメッセージを伝えてくれる

- 「かなしい」は大切なものを失ったときの気持ち
- 「はずかしい」は私の存在を慈しむ気持ち
- 「さみしい」は人を求める気持ち
- 「しんどい」は私の無理を知らせる気持ち
- 「たのしい」は私を温かく楽にする気持ち
- 「こわい」は自分を安全に守る気持ち
- 「すき」は人や物事に関わっていく気持ち
- 「きらい（イヤだ）」は人や物事と適切な距離をとる気持ち
- 「緊張（ドキドキ）」は力を十分出せるように応援する気持ち
- 「不安」は期待の大きさと釣り合う気持ち

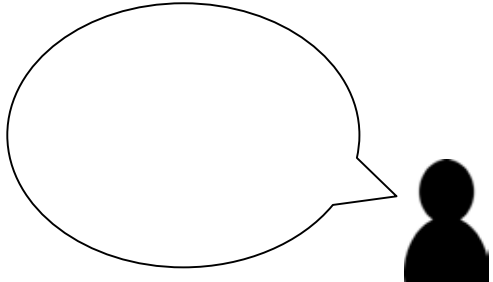
～自分の気持ちに気づき、ありのまま受け止めることができると、人の気持ちに気づき、きちんと受け止めることもできるようになるよ。～



資料⑥


○こんなときあなたならどう言う？

休みの日、友だちと映画に行こうと10時に待ち合わせた。20分過ぎて友達は現れない。映画は10時半からだ。あなたがイライラしているところへ、現れた友達に一言。




四つのコミュニケーションパターン

今何時だと思ってるんだ！まったく君は！



ブンブン(攻撃的)

私は、別に一人で行ってもよかったんだけど。



ネチネチ(受身的攻撃)


私が場所まちがえたのかなと思ったりして・・・



オロオロ(受身的)

自分の気持ちを認めて、相手の気持ちとやりとりする表現

1. 事実を伝える
2. 私が感じた感情
3. 私が相手に望んだこと
4. 私が望むこと
5. もし、そうしたら私は
6. もし、そうでないなら



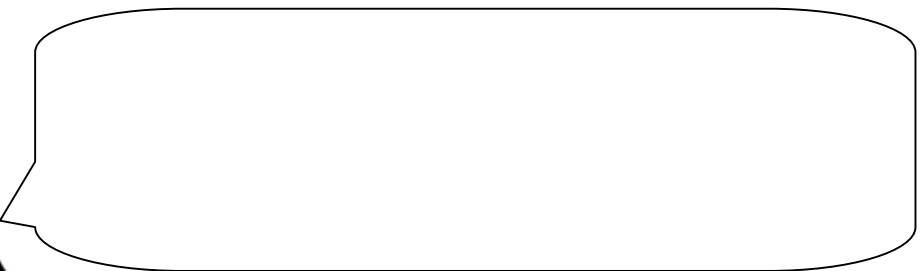
ユツタリ(主張的)

30分待ったよ。遅いから心配しちゃった。時間どおり来て欲しかったな。この映画最初から見たかったんだ。遅れそうなときは連絡してくれると安心だし、どうするか相談できてありがたいよ。

○練習してみよう！（ユツタリさんを参考に）

朝、同じクラスのAさんに「おはよう」と声をかけたところ、Aさんは挨拶どころか一言も言葉を返してくれませんでした。

あなたなら、この後、Aさんにどんな言葉をかけますか？



知ろう！いじめの実態、考えよう！あなたの言動 ～SNS等を通じて行われるいじめの事例等から～

1 はじめに

いじめは重大な人権侵害であり、安心・安全に暮らす権利や社会ルールを脅かす犯罪にもつながる行為である。しかしながら、学校やインターネット上で多くのいじめが起きており、深刻化（犯罪化）するケースも後を絶たない。いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止の取組が求められている。（『計画的な』取組の必要性」13ページ参照）

生徒一人一人が、いじめの実態やその犯罪性について理解を深めることを通して、日常の軽率で身勝手な言動が人を傷付けたり、いじめの深刻化を招いたりすることに気付くことが重要である。また、いじめを絶対に許さないという人権感覚を磨き、いじめの未然防止・早期解決のために自ら行動しようとする意欲や態度を身に付けることが大切である。

2 学習のテーマとねらい

(1) テーマ 「いじめの実態やその犯罪性について知り、自らのとるべき行動を考える」

(2) 主な対象 中学校～高等学校

(3) 学習のねらい

いじめは重大な人権侵害であり、犯罪にもつながる行為であるということについて理解を深め、いじめの未然防止・早期解決のために自ら実行すべきことを考える。

3 教材について

学級での生活の中やインターネット上において、ささいな行為がエスカレートし深刻化する事例を示した。この事例を通して、いじめは重大な人権侵害に当たり、犯罪行為にまでつながっていく可能性があるということに気付かせたい。

「学級でのいじめがエスカレートしていった事例」（資料①）は、ちょっとしたからかいや遊びのように見える行為が拡大、深刻化していく様子を示した事例である。

「気が休まることのないネット上のいじめ事例」（資料②）は、学級での陰口やうわさ話から始まり、プロフへの嫌がらせや通信アプリでの交信の仲間はずれ、持ち物への損壊等へエスカレートしていく様子を示した事例である。

取組例 学級活動

(1) ねらい

○いじめは、犯罪行為にもつながっていく重大な人権侵害であるということを理解する。

○日常の軽率で身勝手な言動が、人を傷付けたり、いじめにつながることに気づき、自分がいかに行動すればよいかを考える。

(2) 活 動

- 1 資料①又は②を読み、いじめに当たると思うものを指摘し、その理由について考えをまとめる。
 - 各自で、いじめに当たると思うものに下線を引き、その理由を考える。
 - グループで、各自の意見を交流し、その結果、いじめに当たると判断したものに赤色で線を引き、その理由をまとめる。
 - 全体で、グループでの話合いの内容について発表し、共有する。

*導入として、事前に行った、いじめについてのアンケートの結果を示し、気になる行為について話し合うこともできる。

*話合いがいじめに当たるか否かに終始しないよう伝え、いじめに当たると考える理由について、様々な意見を出し、十分話し合うことで、次の事項への気づきが生まれるようにする。

<予想される生徒の反応>

- ・いじめには様々な態様がある。
- ・被害を受けた生徒の立場に立って考えることが大切である。
- ・いじめは行為の程度や回数で決まるものではない。
- ・いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることも、いじめに加担する行為である。 等

教師資料：『いじめの定義』

○いじめ防止対策推進法第二条(平成25年9月28日施行)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<留意点>

- ・「いじめられる人も悪い」等の意見については、その「悪い行為」（嘘をつく、態度が悪い等）を理由としてのいじめの加害行為が許されるのかどうか考えさせ、話合いが、「いじめの原因は被害者にもある」「いじめられても仕方がない」等の結論で終わらないように指導する。
- ・資料①又は②で示されているような行為が、現に学級で行われているときには、いじめに当たると指摘しづらいと感じる生徒もいるため、適切に指導する。

- 2 1で下線を引いた「いじめ」のうち、犯罪に当たると思うものに※印を付ける。

<留意点>

グループ等での意見交流を行う場合は、犯罪に当たらなければよいという方向に流れないように十分注意する。

3 教師の説明を聞き、様々ないじめが、犯罪につながっていることに気付く。

*教師用解答例（資料③又は④）を用いて、犯罪につながる行為（※印）と罪名（【 】内）を説明する。（教師用解答例は生徒には配付しない。）

*資料⑤⑥を参考に、いじめは傷害罪や暴行罪等の犯罪につながることを説明する。また、犯罪につながらなかった行為についても、民事上の責任が問われることもあることに触れておく。（「刑事裁判と民事裁判について」 77ページ参照）

<予想される生徒の反応>

- ・心を傷付ける等の暴力を伴わない行為も、侮辱罪等の犯罪になり得るようだ。
- ・加害者がいじめと認識していない行為やはやし立てる等の加担行為も、犯罪につながっているんだな。 等

4 いじめ行為のうち、直ちに犯罪に当たるとされなかったもの（1で指摘した箇所のうち、2、3で犯罪につながったり、民事上の責任を問われるとされなかったもの）についても、許されない行為であることを確認する。

*1の活動を踏まえて、いじめに当たると考えた理由に着目させ、直ちに犯罪に当たらない行為も人権侵害であり、許されない行為であることを確認させる。（教師資料：『いじめの定義』参照）また、無視や陰口、いじめを見て見ぬふりをするなどのいじめを助長する言動についても気付かせる。

5 いじめの未然防止・早期解決のためにできることを考える。

○グループで話し合い、全体で発表し共有する。

*具体的な行動宣言を考え、学年集会等で発表したり校内に掲示したりして、ねらいの深化を図ることもできる。

<予想される生徒の反応>

- ・人を傷付けることのないように、相手の気持ちを考えて行動する。
- ・日頃の行いがいじめにつながっていないか省みる。
- ・自分がされて嫌なことはしない。
- ・見て見ぬふりをせず、「いじめをやめよう」と言える人になる。
- ・ささいないじめを見逃さない。いじめをしないという強い意志を持つ。 等

参考HP

○「いじめ」 文部科学省

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm

資料① 学級でのいじめがエスカレートしていった事例 (N中学校第2学年B組)

4月半ばのある日、A男は、4校時の体育の50M走で転び、給食の配膳でもおかずをこぼしてしまい、男子生徒数名から、「どじ」「のろま」とからかわれ、照れ隠しに猿のまねをして笑っていた。そんなA男を見て、クラスの多くの生徒が、「ばかじゃないの。」とあざ笑った。

5月上旬、クラスの男子生徒の中では教室の角で「おしくらまんじゅう」をして遊ぶことがはやっていた。A男は、おおげさに大きな声を上げるので、みんなにおもしろがられて一斉に壁に押しつけられることが多かった。周りで見ている生徒も、A男のユニークな反応を一緒に楽しみ、それを期待して「やれ、やれ。」とけしかけていた。担任も度々「教室であばれるな。」「やめろ！いじめはいけない。」と注意をしていたが、生徒は「遊んでいるだけ。」「スキンシップで一す！」と答えていた。

6月、「A男は、何をやってもだめなやつ」という雰囲気がクラス全体にでき上がっていた。「いじられキャラ」として、休み時間はみんなから声をかけられていたが、授業中は発言がほとんどなく、表情も乏しかった。

6月も終わろうとする頃、教室の後ろで「プロレスゲーム」が繰り返されていた。大柄な男子生徒がA男に技をかけ、周りの生徒もそのリアクションを楽しんでいた。「今日の決め技は何？」「3本勝負にしよう。」と机をよけて場所をつくったり、「さあ、はじまるよ。」とはやし立てたりして、プロレスゲームは、昼休みの見せ物になっていた。A男に「負けたら、千円な！」と言う者もいた。A男が反撃すると、複数の生徒が後ろから両腕をつかんだり横から足をかけたりして、A男を押さえつけた。最後はいつも、半泣きになったA男がズボンを脱がされそうになって終わっていた。参加した生徒の中には、「子どもっぽくて、すぐ本気になってやりかえしてくるA男っておもしろい。」と罪の意識を全く感じていないような発言をする者もいた。一方「やり過ぎだ。」「かわいそう。」と思う者もいたが、その場の雰囲気に流されて、誰一人止めようとする者はいなかった。

7月になった昼休み、A男は、大きなたんこぶをつくって保健室に来た。学級でいざこざがあったことは明らかであるが、「廊下で転んだ。」とだけしか言わなかった。

資料② 気が休まることのないネット上のいじめ事例 (M 中学校第3学年 A 組)

S子は、2年生の後半からプロフ（モバイルサイトに自己紹介ページを作成できるサービス）をもち、通信アプリでの情報交換をしていた。

4月半ばのある日、自習の時間に、各々好き勝手なおしゃべりで盛り上がっているクラスの中で、黙って勉強を続けているS子は、女子生徒数人から、「S子、くら一。」「何様のつもり？」などと陰口を叩かれた。これをきっかけに、複数の女子グループがS子の方をじろじろ見て、何やら陰口やうわさ話をするようになった。そして、通信アプリ仲間の女子も「S子、気にしないで、ほっとけばいいよ！」と言いながらも、徐々にS子と距離をおくようになっていった。

5月上旬、S子の通信アプリの仲間から「うざいなあ、(学校に)来るなー」の書き込みがあった。これを見てS子は「私のこと？」と思った。この通信アプリは、登録グループ内で自由に文字や写真などをやり取りできる。しかし、この後、S子は自分だけメッセージを読めないよう設定された。また、プロフの掲示板に、「消えろ!」「KY(空気読めない)」「S子は、万引犯だよ。」などの悪口やありもしないことを書き込まれていた。学校では、他のクラスの生徒までもが、S子の方を見て何やら知っているような素振りで、こそそ話をするようになっていた。

6月、S子は「ノリの悪い、いらぬ存在」として、S子が近くにいるだけで顔をそむけたりその場を立ち去ったりと、クラス全体にS子を見下ろす雰囲気ができ上がっていた。S子は、(ブロックされて誰も読んでいない)通信アプリの仲間に「答えて!」「私、何かした?」と書き込んでみるが、かつての仲間はS子を外した別の通信グループをつくっていて返事はなかった。S子は、ぜん息が悪化して欠席することが増えた。登校しても、体調が優れず、ぼつんと一人席に座って校庭を眺めていた。

6月も終わろうとする頃、S子は、何も言わず図書室や保健室に行くことが多くなっていった。S子が教室から出て行くと、ノートにいたずら書きをしたり、「このシャーペンかわいい。S子にはもったいない。」と勝手に捨てたりする者もいた。「どーせ、S子、なんにも言わないで、すました顔してるだけだよ。」「もっとやっちゃえ。」とおもしろがる者もいた。机の上に紙くずが置かれたり、一度は椅子の上に画鋏^{がびょう}を置かれたこともあった。「やり過ぎだ。」「かわいそう。」と思う者もいたが、その場の雰囲気に流されて、誰一人止めようとする者はいなかった。生徒の中には、S子に「今度、1万円持って来い!」と脅しのメールをしたり、「おばあさんの衣装にS子の顔写真を貼り付けて(ネットに)流したら、みんな、『お似合い』だって。」と発言したりする者もいた。程なくして、S子は、ぜん息の悪化を理由に全く学校に来なくなった。

7月になったある日の夕方、S子の母親から担任に電話が入った。「娘の携帯(通信アプリやプロフの掲示板)に『逃げるな。』『S子うざい、消えて!』などの書き込みが何度もあって……。休んでいても、一日中気が休まらないみたいで。」と言いながら母親は泣いていた。

資料③ A男の立場に立ってみた解答例(教師用) ※は犯罪につながる行為、【 】内は罪名。
いじめの被害を受けている生徒が、心身の苦痛を感じると想定される行為、状況に下線を施した。

4月半ばのある日、A男は、4校時の体育の50M走で転び、給食の配膳でもおかずをこぼしてしまい、男子生徒数名から、「どじ」「のろま」とからかわれ、照れ隠しに猿のまねをして笑っていた。そんなA男を見て、クラスの多くの生徒が、※「ばかじゃないの。」【公然性があれば侮辱罪】とあざ笑った。

5月上旬、クラスの男子生徒の中では教室の角で「おしくらまんじゅう」をして遊ぶことがはやっていた。A男は、おおげさに大きな声を上げるので、みんなにおもしろがられて※一斉に壁に押しつけられる【数人が共同すれば暴力行為等処罰に関する法律違反】ことが多かった。周りで見ている生徒も、A男のユニークな反応を一緒に楽しみ、それを期待して※「やれ、やれ。」とけしかけていた。【どちらかに肩入れすれば教唆】【どちらにも肩入れせず現場を煽ることと本人に傷害を負わせれば現場助勢罪】担任も度々「教室であられるな。」「やめろ！いじめはいけない。」と注意をしていたが、生徒は「遊んでいるだけ。」「スキンシップで一す！」と答えていた。

6月、「A男は、何をやってもだめなやつ」という雰囲気^〇がクラス全体にでき上がっていた。「いじられキャラ」として、休み時間はみんなから声をかけられていたが、授業中は発言がほとんどなく、表情も乏しかった。

6月も終わろうとする頃、教室の後ろで「プロレスゲーム」が繰り返されていた。大柄な男子生徒がA男に※技をかけ【暴行罪、怪我を負わせれば傷害罪】、周りの生徒もそのリアクションを楽しんでいた。「今日の決め技は何?」「3本勝負にしよう。」と机をよけて場所をつくったり、※「さあ、はじまるよ。」とはやし立てたりして、プロレスゲームは、昼休みの見せ物になっていた【脅迫又は暴行を用いて義務なき行為をさせれば強要罪】。A男に※「負けたら、千円な!」【強要罪又は恐喝罪】と言う者もいた。A男が反撃すると、※複数の生徒が後ろから両腕をつかんだり横から足をかけたりして、A男を押さえつけた【暴力行為等処罰に関する法律違反、怪我を負わせれば傷害罪】。最後はいつも、半泣きになったA男が※ズボンを脱がされそうになって【暴行罪、加えてズボンが破れれば器物損壊罪】終わっていた。参加した生徒の中には、「子どもっぽくて、すぐ本気になってやりかえしてくるA男っておもしろい。」と罪の意識を全く感じていないような発言をする者もいた。一方「やり過ぎだ。」「かわいそう。」と思う者もいたが、その場の雰囲気^〇に流されて、誰一人止めようとする者はいなかった。

7月になった昼休み、A男は、大きな※たんこぶをつくって【加害者がいれば傷害罪】保健室にきた。学級でいざこざがあったことは明らかであるが、「廊下で転んだ。」とだけしか言わなかった。

資料④ S子の立場に立ってみた解答例(教師用) ※は犯罪につながる行為、【 】内は罪名。
いじめの被害を受けている生徒が、心身の苦痛を感じると想定される行為、状況に下線を施した。

S子は、2年生の後半からプロフ(モバイルサイトに自己紹介ページを作成できるサービス)をもち、通信アプリでの情報交換をしていた。

4月半ばのある日、自習の時間に、各々好き勝手なおしゃべりで盛り上がっているクラスの中で、黙って勉強を続けているS子は、女子生徒数人から、「S子、くら一。」「何様のつもり?」などと陰口を叩かれた。これをきっかけに、複数の女子グループがS子の方をじろじろ見て、何やら陰口やうわさ話をするようになった。そして、通信アプリ仲間の女子も「S子、気にしないで、ほっとけばいいよ!」と言いながらも、徐々にS子と距離をおくようになっていった。

5月上旬、S子の通信アプリの仲間から「うざいなあ、(学校に)来るなー」の書き込みがあった。これを見てS子は「私のこと?」と思った。この通信アプリは、登録グループ内で自由に文字や写真などをやり取りできる。しかし、この後、S子は自分だけメッセージを読めないよう設定された。また、プロフの掲示板に、※「消えろ!」「KY(空気読めない)」「S子は、万引犯だよ。」【名誉毀損罪】などの悪口やありもしないことを書き込まれていた。学校では、他のクラスの生徒までもが、S子の方を見て何やら知っているような素振りで、こそこそ話をするようになっていた。

6月、S子は「ノリの悪い、いらぬ存在」として、S子が近くにいるだけで顔をそむけたりその場を立ち去ったりと、クラス全体にS子を見下ろす雰囲気ができ上がっていた。S子は、(ブロックされて誰も読んでいない)通信アプリの仲間に「答えて!」「私、何かした?」と書き込んでみるが、かつての仲間はS子を外した別の通信グループをつくって返事はなかった。S子は、ぜん息が悪化して欠席することが増えた。登校しても、体調が優れず、ぼつんと一人席に座って校庭を眺めていた。

6月も終わろうとする頃、S子は、何も言わず図書室や保健室に行くことが多くなっていった。S子が教室から出て行くと、※ノートにいたずら書き【器物損壊罪】をしたり、「このシャーペンかわいい。S子にはもったいない。」と※勝手に捨てたりする【器物損壊罪】者もいた。「どーせ、S子、なんにも言わないで、すました顔してるだけだよ。」※「もっとやっちゃえ。」とおもしろがる者【教唆】もいた。机上に紙くずが置かれたり、一度は※椅子の上に画鋏を置かれた【怪我をすれば傷害罪、怪我がなく衣類に穴が開いただけなら器物損壊罪】こともあった。「やり過ぎだ。」「かわいそう。」と思う者もいたが、その場の雰囲気に流されて、誰一人止めようとする者はいなかった。生徒の中には、※S子に「今度、1万円持って来い!」と脅しのメール【恐喝罪】をしたり、「おばあさんの衣装にS子の顔写真を貼り付けて(ネットに)流したら、みんな、『お似合い』だって。」と発言したりする者もいた。程なくして、S子は、ぜん息の悪化を理由に全く学校に来なくなった。

7月になったある日の夕方、S子の母親から担任に電話が入った。「娘の携帯(通信アプリやプロフの掲示板)に『逃げるな。』『S子うざい、消えて!』などの書き込みが何度もあって……。休んでいても、一日中気が休まらないみたいで。」と言いながら母親は泣いていた。

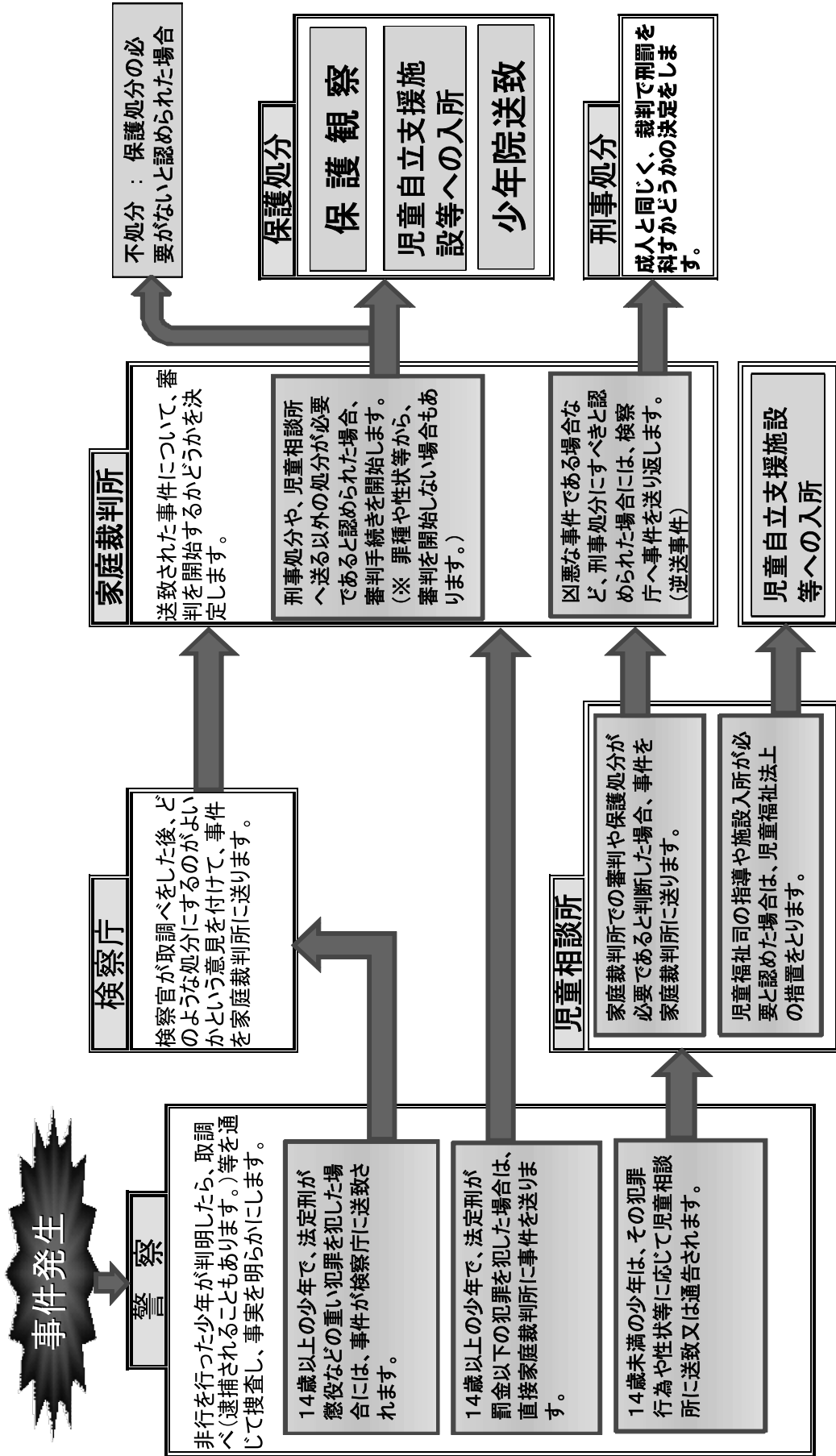
<p>1. 警察への通報・相談に係る基本的な考え方</p> <p>(1) 学校や教育委員会においていじめ始める児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校において早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取るものが重要。</p> <p>(2) いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要。</p> <p>2. 学校において生じる可能性のある犯罪行為等</p> <p>以下の「事例」は過去にあった事案を踏まえたものであり、刑罰法規に対応した具体例を示すことで理解を深めるためのものである。個々の事案について、警察へ相談・通報すべきか否かは、記載されている事例を参考にして、上記1. の考え方に基づいて判断することが必要である。</p>	
<p>いじめの態様 (※)</p>	
<p>ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。</p>	<p style="text-align: center;">刑罰法規及び事例</p> <p>第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例：同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。</p>
<p>軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。</p>	<p>第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例：顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。</p>
<p>嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。</p>	<p>第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例：プロレスと称して同級生を押しさえつけたり投げたりする。</p>
<p>金品をたかられる。</p>	<p>第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰する。 事例：断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。</p>
<p>金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。</p>	<p>強制わいせつ (刑法第176条) 第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6年以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 事例：断れば危害を加えると脅し、性器を触る。</p> <p>恐喝 (刑法第249条) 第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。 事例：断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。</p>
<p>金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。</p>	<p>窃盗 (刑法第235条) 第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例：教科書等の所持品を盗む。</p>

	器物損壊等 (刑法第261条)	第261条 前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。 事例：自転車を故意に破損させる。
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なこと等を言われる。	脅迫 (刑法第222条)	第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 事例：学校に來たら危害を加えろと脅す。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。 事例：校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	脅迫 (刑法第222条)	第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 事例：学校に來たら危害を加えろと脅すメールを送る。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。 事例：特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)	第7条 (略) 2～3 (略) 4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(略) 5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。(略) 6 (略) 事例：携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。	

(※) いじめの態様：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の調査項目の「いじめの態様」

資料⑥ 「少年法における処分決定までの流れ」

※深刻な人権侵害を伴ういじめは、犯罪行為として厳しく取り締まられます。



犯罪は厳しく取り締まられます！ 社会のルールを守りましょう！！

「こころの健康」について考えよう

1 はじめに

青年期は、身体的な発達に心理的な発達が十分に伴わず、心身のバランスを崩し不適応に陥ってしまうこともある。自己の心の健康状態についての理解と関心を深め、身体と同様に、心の健康の維持や改善ができるようにすることが重要である。

また、多くの高校生が不安や悩みを相談する相手が、友人であることから、共に支え合っていくために必要な支援の方法を考えさせる。時には「消えてしまいたい」「どうなってもかまわない」等の気持ちを打ち明けられることもある。背景に心の病気や自殺の可能性を含んでいる場合もあることから、相手の気持ちを大切にしながら話を聴き、信頼できる大人に相談するという適切な対応の方法を理解させたい。

2 学習のテーマとねらい

(1) テーマ 「心の健康と不安や悩みへの対応について」

(2) 主な対象 高等学校

(3) 学習のねらい

心の健康について理解を深め、一人一人が抱える不安や悩みへの対応の仕方について共に考える。

3 教材について

「こころの不調ってどういうことだろう？」『こころの病気』についてのQ&A(資料③)は、長年、精神科医として思春期の子どもの心の健康問題に携わってこられた、岡山県精神科医療センターの塚本千秋先生が作成されたものである。心の健康について、高校生に知っておいてもらいたいことや考えてもらいたいことが示されている読み物資料である。

柔らかい文章だが、高校生にはやや難しく感じる部分もあるかもしれない。実施する教員も事前によく読み込み、必要があれば、生徒の実態に合わせて説明等を補ってほしい。

取組例

ホームルーム活動

(1) ねらい

心の健康状態に留意することの大切さとともに、ストレスや悩みを抱える友人等から相談を受けた場合の対応の仕方について理解を深める。

(2) 活 動

○生徒の体験等をもとに、ストレスや悩みを抱える友人等から相談を受けた場合の対応の仕方について具体的に考える場合

1 **【導入】** 悩んだり、落ち込んだりした経験を想起する。
「普段の生活の中で、悩んだり、落ち込んだりした経験（心にストレスのかかること）がありますか。」

* 「高校生等の悩み等に関する調査結果」（資料①）から、高校生は様々な悩みを抱えていること、心配事や悩みを友人に相談する機会が多いこと等を確認させてもよい。

2 自らの体験等をもとに、対応の仕方を考える。〈資料② ●1〉
「悩んだり落ち込んだりしたときに、周りの人にしてもらってうれしかった（してほしい）こと、また友人や家族がそのような状況のときに、してあげた（してあげたい）ことはどのようなことですか。」

<予想される生徒の反応>

・話をじっくり聞く。 ・そばにいる。 ・メールで励ます。 等

3 自らの体験等をもとに、対応の仕方を考える。〈資料② ●2〉
「悩んだり落ち込んだりしたときに、周りの人にされてつらかった（してほしくない）こと、また友人や家族がそのような状況のときに、したくないことはどのようなことですか。」

<予想される生徒の反応>

・「あなたの考えは間違っている」等と否定や批判をする。
・「とにかくがんばれ」等と安易に励ます。
・悩んでいることに気付いてもらえない、あるいは無視される。
・他の人に自分の悩み等を無断で話す。 等

4 資料③を読んで、「こころの不調」や「こころの病気」について理解する。
「悩んだり、落ち込んだり、イライラして怒りっぽくなることは誰にでもある自然なことです。しかし、このつらさがいつまでも消えずに、こころの中にとどまって『こころの不調』を感じたり、ときには『こころの病気』になったりすることもあります。資料③を読んでみましょう。」

* 資料③を読ませる。必要があれば「3 教材について」を用いて、資料について説明する。（『こころの病気』についてのQ&A）については事後指導等の資料としてもよい。）

5 4を踏まえ、深刻な悩みを相談されたときの不安や戸惑い等を共有し、その上で2、3で挙げられた対応の仕方を改めて見直す。〈資料② ●3〉
「（〈資料② ●3〉を読み上げ、）親しい人から『消えてしまいたい』と言われたら、どのような気持ちになりますか。また、どのような行動をとればよいと思いますか。」

<予想される生徒の反応>

- 気持ち
- ・ どうしたらよいのかわからず戸惑う、不安になる。
 - ・ 驚いて、言葉が出なくなる。
 - ・ 重すぎてとても受け止めきれないと思う。
 - ・ 何とか助けになりたいと思う。 等
- 行動
- ・ とにかく話を聴いてみる。
 - ・ 誰かに相談することを勧める。 等

6 【まとめと振り返り】 教師の話聞き、まとめと振り返りをする。〈資料② ●4〉

「長い人生の中では、落ち込んだり悩んだりすることや、時には、絶望することも多くの方が経験するものです。今まで経験したことがなくても、将来、直面することもあります。この経験は、貴重な成長の機会でもありますから、相談したり、自ら考えたりしながら向き合っていくことが大切です。」

「『こころの不調』を感じたときは、周囲の人や相談機関に早めに相談することが重要です。」

「友人から相談を受けた場合は、しっかり話を聴いて、必要に応じて、信頼できる大人にも相談してください。」

「本時の活動の中で発言された内容等について、興味本位や軽い気持ちで他の人に話したり、本人をからかったりしてはいけません。」

(例) 「〇〇さん、こんなことで悩んでいるんだって。」 「〇〇さん、こんなこと言ってたよ。変だよな?」

「本時の活動で、苦しくなったり不安を感じたりした人は、教師に相談してください。」

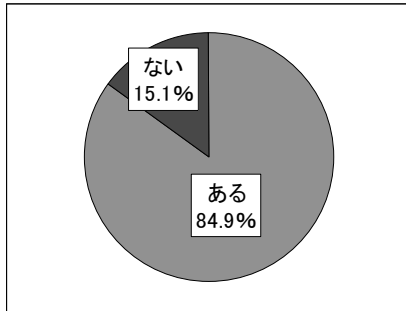
(3) その他

「(2) 活動」で示している1～6の活動については、生徒の実態、実施時間等により、適宜組み合わせ実施してもよい。次のような流れでも実施できる。

○資料③をもとに心の健康状態に留意することの大切さを理解し、友人等から相談を受けた場合の支援の仕方について考える場合

- 1 【導入】悩んだり、落ち込んだりした経験を想起する。
- 4 資料③を読んで、「こころの不調」や「こころの病気」について理解する。
- 5 4を踏まえ、深刻な悩みを相談されたときの不安や戸惑い等を共有し、その上でよりよい支援の仕方を考える。
- 6 【まとめと振り返り】

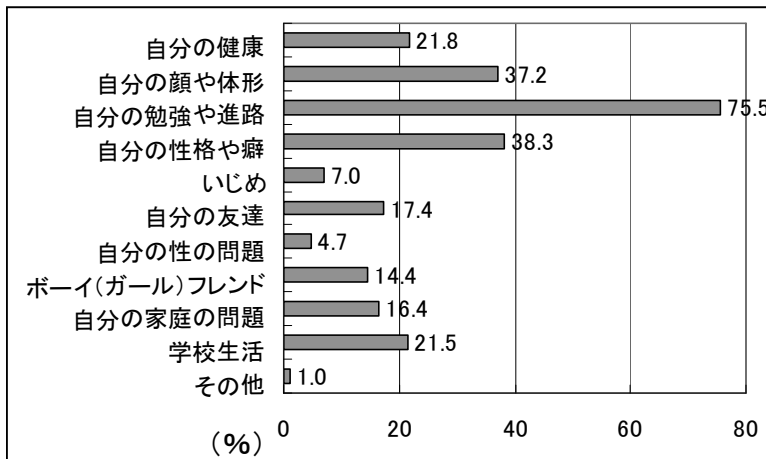
■ 1 「現在、不安や悩みがあるか」



■ 1・2の資料について

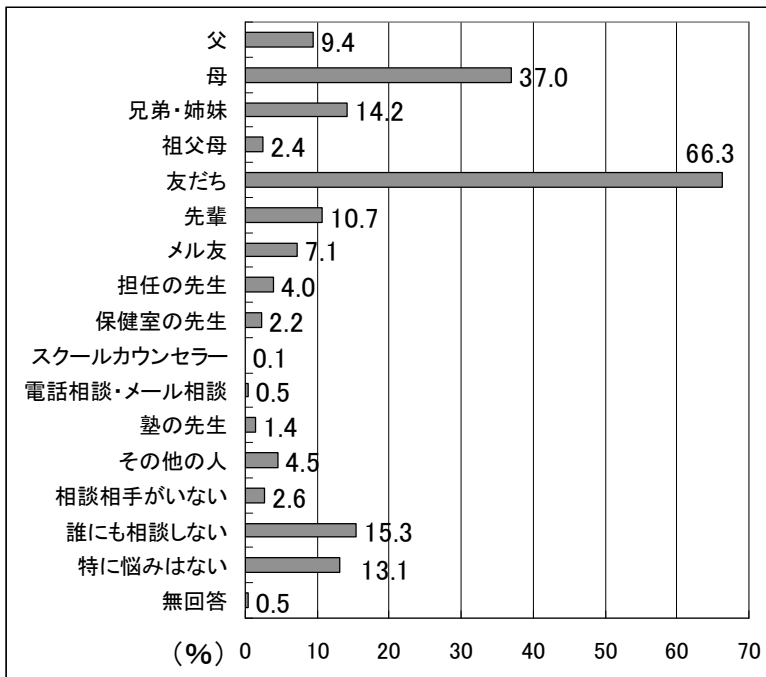
「平成21年度全国家庭児童調査結果」(厚生労働省)より、「高校生等」の結果を示した。「高校生等」とは、18歳未満の高校生、各種学校・専修学校・職業訓練校の生徒(小学生・中学生は除く)のこと。

■ 2 「現在、不安や悩みがあるか」の問いに「ある」と答えた人の「不安や悩みの内容」(複数選択)



* 数値は「ある」と答えた人を1としたときの割合

■ 3 「あなたの、心配事や悩みの相談相手は誰ですか」(複数選択)



■ 3の資料について

「平成22年度青少年の意識等に関する調査報告書」(岡山県男女共同参画青少年課)より、「高校生」の結果を示した。

- 1 悩んだり落ち込んだりしたときに、周りの人にしてもらってうれしかった（してほしい）こと、また友人や家族がそのような状況のときに、してあげた（してあげたい）ことはどのようなことですか？

- 2 悩んだり落ち込んだりしたときに、周りの人にされてつらかった（してほしくない）こと、また友人や家族がそのような状況のときに、したくないことはどのようなことですか？

- 3 友だちに「消えてしまいたい」と言われたら……どうすればいいんだろう？

とてもつらい思いをしたとき、「逃げてしまいたい」「この場から消えたい」「もうどうなってもかまわない」と、思ってしまうことがあります。また、自分には価値がない、周りに迷惑をかけているばかりだと、自分自身を責めることもあるかもしれません。

こうした気持ちになるのは珍しいことではありません。しかし、こうした気持ちが強くなってくると、「死んでしまいたい」という気持ちにつながることもあります。また、「消えてしまいたい」という言葉の中には、死にたいという気持ちが隠れていることもあります。

（「こころもメンテしよう 若者のためのメンタルヘルスブック」厚生労働省）

- 4 授業を受けて、分かったこと、感じたこと、考えたことを書きましょう。

____年 ____組 ____番 氏名_____

こころの不調って どういうことだろう？

1. こころの場所

この文章を読んでいる君。「君の^{きみ}こころ」はどこにあるだろう？

「脳の中」って思った人。……理屈ではそうなるかな。

「目の後ろのあたり」と思った人。……今、この文章を読んでいるわけだから、実感としてはそう感じるだろうね。

「心臓の部分」に手を当てた人。……君はロマンティックな人かもしれないね。

「こころには形がないから、場所もない」と思った人も含めて、どれも間違いじゃない。こころをどのようなものと捉えるか、その捉え方の問題だね。

例えば、「こころがない人（こころないひと）」という言い方が、どんな場面で、どんな人に対して使われているだろうか。「苦しんでいる人を無視する人」「みんなの花壇を平気で踏み荒らす人」などが思い浮かんだんじゃないかな。

こう考えると、こころというのは、「ひとりの人間のなか」や「脳みそのなか」にあるものではなくて、「人と人との間」や「社会と人との間」にあるものかもしれない。

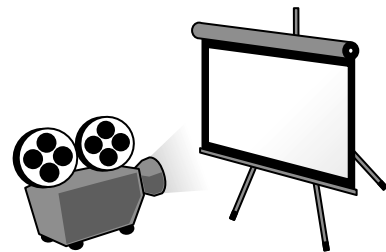
2. こころの役目

じゃあ次の質問だ。「こころの役割」って何だろう。

またまた、答えにくい質問だね。あまり尋ねるばかりして、君がイヤになってもいけないから、今度は私が「次の三つの役割がある」と答えてしまおう。この答えには厳密に言うと正確ではないこともちょっとばかり混じっているのだけれど、それほど大外れではない。

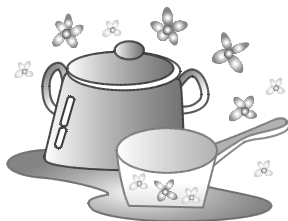
(1) スクリーンの役割

君の身のまわりで起きていること、身体に感じている感覚などを映し出す役割だ。硬い言葉を使うと「生の情報の入力を担当している」って感じかな。



(2) 容器の役割

どんなにたくさんの情報があっても、それがバラバラなままでは役に立たない。人間は、他の動物と違って、環境の変化にかなり柔軟に対応できるけど、それは、外部情報を整理して、記憶や知識を同時に働かせることができるからだ。このような複雑な操作を行うためには、そうした情報や記憶や知識を一カ所にまとめて扱うスペースがいる。これが「容器としてのこころの役割」だ。この容器の中からは、怒りや悲しみ、喜びなども生まれてくるから、魔法の鍋のようなものと言ってもよいかもしれない。



(3) リーダーの役割

いくらたくさん情報や資料があっても、それを使って推論をし、最後には価値判断を行なわないと、何も決まらない。行動のなかには反射的に行われるものも多いけれど、人間の場合、多くの行動は「意志」によって決められる。こころは「自分のなかから意志を見つける」という役割を担っている。



3. こころの不調

さて、こころが不調になるのは、君もよく知っているよね。

君ももう高校生だから、今までに何回か小さな不調を経験したことがあるだろう。

これから「こころの不調」を、さっき説明した「こころの三つの役割」を使って解説していくけれど、君が経験した（している？）不調を思い出しながら聞くと、わかりやすいかもしれない。

（1）スクリーンの不調

部屋の電気を急に消されると、真っ暗になって何も見えなくなる。何の予告もされずにそんなことされたら、びっくりするだろう。これは、外界に実際の変化がいかいが起きているわけだけど、こころの不調のなかには「まるで外界が変わってしまった」ように感じる不調もある。

「薄い色が濃く見えたり」、「こわくない小動物が大きな動物に見えたり」、「つまらないものが重要に見えたり」……これに似たようなことが起きることがあるんだ。

★いつもならスルー出来ることが、とてもつらく感じ、結果として落ち込んでしまう。

（→うつ状態・うつ病）

★人や特定の空間がすごく怖く感じ、いてもたってもいられなくなる。

（→不安・パニック状態）

★以前なら気にしていなかったことにこだわり、何度もたしかめる。（→強迫観念・こだわり）

★（上の三つよりは、まれ）誰もしゃべっていないのに、人の声が聞こえる。（→幻聴）

一人一人顔や体つきが違うように、スクリーンにも一人一人違いがある。

生まれつき外界の出来事をつよく感じやすい人もいて、落ち込みやすかったり不安になりやすかったりする。それは個性や性格のひとつだけだけど、生まれつきではなく、最近になって急に敏感になってきたとしたら、それはスクリーン機能の不調の表れかもしれない。

（2）容れものの不調

コップ（容れもの）にひびが入ってしまうと、ジュースは漏れ出してなくなってしまう。大きなボトルの中身を無理に小さいコップ（容れもの）に移しかえると、あふれ出す。ケーキの入った箱（容れもの）を揺さぶると、せっかくのケーキがぐちゃぐちゃになったりする。

こんなふうに、容れものとしてのこころが不調になることがある。心の容れものに入っているのは、考えや感情、情報だから、不調によって「考えられなくなったり」「感情があふれ出して止まらなくなったり」「正しい情報とそうでない情報がぐちゃぐちゃになって混乱したり」するわけだ。

★覚えているはずのことが思い出せない。（→健忘、軽い解離）

★考えようとしても考えられない。（→うつ状態、思考の障がい）

★ささいなことで泣きわめく、怒り続ける。（→感情不安定）

★よくないことがあると、周りの人がわざとしているように感じる。（→被害妄想）

とてもショックな出来事（信頼していた人に裏切られたり、不幸な事件に遭うなど）が起きると、誰でも一時的に容れものの不調が起き、感情が不安定になったり、考えられなくなったりする。スクリーンと同じで、容れものの性質も一人一人違うから、その表れ方には個人差があるけど、たいていは自然に回復するから心配ない。

でも、出来事が終わって何ヶ月経ってもこころの不調が元に戻らないで、生活ができない、となるとかなり心配だ。（→適応障害や心的外傷ストレス障害）

(3) リーダーの不調

集団行動では、リーダーがしっかりしていないと困ることがある。

何も指示してくれなかったり、矛盾むじゆんしたことを言われるとメンバーは混乱する。リーダーであるからには、危険を早めにキャッチして「逃げて！」と言ってほしいし、メンバーが幸せになるように導いてほしい。とはいえ、そこまでできるリーダーは、大人でも滅多めったにいないよね。

さて、こころの場合も、リーダー機能が不調になることがある。例えば、危険なことがわかっていのに突き進んでしまったりする。周りから見てもとても心配だ。

★体に悪いと知っているのにアルコールや薬物がやめられない (→依存症)

★命を落とす可能性があるところまで無理なダイエットをしてしまう (→拒食症)

★あとで後悔することが目に見えているのに、他人の十倍ほどの量を食べてしまう (→過食症)

★つらくなると自分の体に傷を付ける癖がついてしまった (→自傷行為じしよう)

もちろん、こうした行動に走るのには一人一人それなりの理由がある。同じ危険な行動でも、ひとによってそれを行う理由が違うことがあるから、難しいね。理由を決めつけてしまうと良くないけれど、理由の中には次のようなものが含まれることがある。

★子ども時代に大切に育ててもらえなかった。身近に手本になる人がいなかった。

→ どう行動してよいのかわからない。

★「スクリーンの不調」によるリーダーの不調。 → 幻聴げんちように命じられて行動してしまう。

★「容れものの不調」により何も感じられず、考えられない。 → 身動きがとれない。

4. 10代の不調

「程度の差」はあるけれど、高校生の君たち誰もが、今まで話してきたようなこころの不調を経験していると思う。特に、思春期は、スクリーンとしても容れものとしても、こころが完成していないのに、つらい出来事をたくさん経験するので、不調になりやすい。

こうやって、この文章を書いている私自身も、十代の頃は不調を経験してきた。当時はすごく恥ずかしくて必死でごまかしていたけれど、今になってみるとそんなに恥ずかしいことじゃなかった。もっと早めに相談すればよかったなあ、と思っている。

だから、今君が悩んでいるとしても、「自分だけじゃない」し、恥ずかしがらなくてもいいんだ。

そして、ときにはその悩みを全部棚上げにして、休んだり、遊んだりする時間を過ごすことが大切だ。ひびの入りがけた容れもののメンテナンスには、休むこと、遊ぶことが、とても効果がある。容れものに入りきらない悩みは、信頼できる大人に打ち明けて、容れものにたまった気がかりを減らしておこう。打ち明け方のコツは「『こころの病気』についてのQ & A」を見てほしい。

5. ふつうの不調と、病気の境目

世の中、思い通りにならないことだらけだし、学校にもテストとか避けられないストレスがたくさんあるよね。人間関係もややこしいことになったりする。だから、思春期には誰でも落ち込んだり不安になったりする。たいていはいつの間にか回復するが、長引くと「不調がなおらない」→「焦り・不安」→「さらに不調」という悪循環あくじゆんかんが生まれて、こころの病気が起きやすい状態が生まれる。

ところが、こころの場合、体の病気のように検査やレントゲンなどのデータを示すことができないから、「不調」と「病気」との境目さかいめがわかりにくい。「はっきりとココ！」と示すことはできないと言ってもいい。

そこで、次のような目安めやすを覚えておくとよいと思う。

- ★一日だけではなく、何日も続けて眠れない
- ★苦痛がつよく、死にたい気持ちが頻繁^{ひんぱん}に起きる
- ★前に楽しかったことでも、全くやりたい気持ちが起きない、やってもすぐにやめてしまう
- ★症状が二つ以上（例：落ち込みと胃の痛みの両方がある、不眠と集中困難の両方がある）
- ★混乱が続いて自分で「わけがわからない」と感じる

こんな風を感じたら、病気である可能性があるから、専門家に相談したらいい。

ひよっとしたら「病気ではないよ」とカウンセラーやドクターに言われるかもしれないけれど、それはそれでいいんだ。彼らの仕事は「病気を治す」だけではなくて、「病気に近いものを見分ける」というのも含まれるから。もし病気じゃないと言われたら安心すればいいし、たぶん君は話し出す前よりもちょっと楽な気持ちになっているはずだ。楽な気持ちになっていなかったら、遠慮せずに「つらいんですけど！」って何度も相談したらいいよ。

6. クラスメートの不調にどう対応するか

体の病気の場合、「早期発見・早期治療が重要」と言われている。早く見つけて治療を受ければ、重症にならずに済むということだね。こころの不調でも、同じような研究結果がある。つまり、早めに相談に行って必要な支援を受けた方が、相談に行かないでいるよりも、早く回復するし、回復の程度も良いということだ。

この文章を読んで、「自分の場合は相談に行ってもいいけど、クラスメートに勧めるのは難しいなあ」と考えた君。なかなかいいセンスだ。

こころの不調の場合、「自分で自分の不調に気づかない」ってことがあるからやっかいだ。

そういうときに「おまえ、何かおかしいよ。相談に行ったら？」ってストレートに意見すると、よけい相手を落ち込ませるかもしれない。「オレはおかしくない。『おかしい』って言うオマエの方がおかしいんじゃないか」なんて言い出すかもしれない。

人間にはプライドもある。羞恥心もある。だから、いきなり「うつだと思うよ」「病院に行ったら」と伝えるのはちょっと乱暴だ。

下手をすると、相手のこころの不調に、人間関係の問題まで重なって、何が何だかわからなくなってしまう。

まずは、「今までどおり仲間として認め続ける態度」が大事だ。その態度を前提に、少しずつ「心配しているよ」というサインを送ってみよう。同時に、信頼できる周りの大人にも相談してみよう。大人たちには「守秘義務（個人のプライバシーを守る義務）」という約束事があって、心配な人について何か知っていても君には教えてくれないかもしれない。でも君が相談に来てくれたことで、クラスでのその人の様子がよくわかって、先生や親などの大人たちも支援しやすくなると思う。

岡山県精神科医療センター 精神科医 塚本千秋

「こころの病気」についての Q & A

● Q 1 結局、こころを病むのは弱いからではないでしょうか？

● A 1 結論を言えば、こころの不調や病気と、こころの「つよさ」「よわさ」とは関係がない。

原因ではなく、病気の結果として、よわく見えるような状態になることもあるけど、それは当たり前だね。体の病気やけがの場合、例えば、高熱のあとはしんどいし、骨が折れたら動けない。そういう人のことを「よわい」とは言わないだろう。こころの不調や病気の場合も、それと一緒に。

逆に質問を返すけれど、君は、どのような人を「つよい」と思う？

たとえば「厳しい練習に耐え、優れた結果を残してきたスポーツマンだが、短気な所があって後輩にはつらくあたる青年」をどう思う？「誰に対しても親切で、みんなに好かれているが、いつも自分が後回しになってしまい、こころが満たされない高校生」はどうか？

ことさら判別しにくい例を出して君を困らせたいわけじゃない。

つよく見える人が、言葉は悪いが、結構、鈍感だったりするし、^{むな}空しさを抱えていたりすることもある。全く逆に、ふだんはよわよわしい人が実はすごく優しい人だったりする。

そもそも人間を「強い人」「弱い人」というふうに、単純に二つに分けることはできないって思う。たぶん、ほとんどの人間は「つよさ」と「よわさ」の両方を持っていて、ときによって「つよさ」が発揮されたり、また時によって「よわさ」が目立ったりするだけなんじゃないかな。

ところで、こういう質問を考えつくぐらいだから、君もきっと自分自身のなかにあるよわさと闘っているんじゃないだろうか？

とても良い機会だから、じっくり考えてみてくれないかな。君が自分のよわさと思っているもの……それはひよっとすると優しさとか繊細さという長所の裏返しではないだろうか？

● Q 2 「うつの方は励ましてはいけない」と聞いたことがあるのですが？

● A 2 元気がない友達の姿をみていると、ついつい「がんばれよ」「大丈夫、君ならやれる！」と励ましたくなるよね。もちろん君には、友達のこころを傷付けたいなんていう気持ちはまったくない。……というか「がんばれよ」というのは、親しいもの同士の、ふつうの^{あいさつ}挨拶言葉だから、そんなに深い意味はないことも多いよね。

実際、「がんばれ」と言われて嬉しい「うつの人」もいるから、「誰に対してもダメだ」というわけじゃない。ただ、「うつの人」は、「がんばってがんばって、ギリギリで一日をしのいでいる」という心境にある。そして「もうダメだ、これ以上がんばれない」という絶望にも似た気持ちを繰り返し感じているんだ。

そういう人が「がんばって」「大丈夫だ」という言葉を聞くと、「こんなにがんばっているのに、やっぱり周りにはわかってくれない」と孤独を感じたり、「大丈夫じゃないのに、どうして他人が『大丈夫だ』なんて気軽に言えるんだ」という怒りにも似た気持ちが湧いたりしてしまう。そして、その孤独感や怒りを表現できないから、ますますこころを閉じてしまうことになりやすい。

だから、「がんばって」「大丈夫」と励ます前に、まず、友達が「ぎりぎりのところで耐えている」という気持ちを表してくれるのを待ってみよう。どう言ってもいいかわからないときには「フォローの言葉が見つからないけれど、とにかくとてもつらいんだね」でいい。とにかく否定的な態度をとらないことが一番大事だ。

● **Q 3** 人に悩みや不安を話すと、だれに伝わるかわからないし、「変わってるね」
って言われそうで不安です。

● **A 3** 打ち明けることで、自分の悩みがクラス中に広がってしまうのではないかと、変な目で見られるのではないかと不安になるよね。だから、悩みを自分のなかにとどめておくことも、時には正しいと言ってもいいと思う。とはいえ、**Q 1**のところにも書いたけれど、どんな人にもよわいところがあって、ひとりで耐えられる範囲には限度がある。勇気を持って誰かに相談すると早く楽になることも多い、ということを知っておいてほしい。

相談の仕方を、いくつか言っておくね。

まず、信頼できそうな大人（先生やスクールカウンセラー）や、先輩がいないか探してみよう。そういう人が見つかったら、悩みの中身を話す前に、「自分は悩みを抱えていて、それを話したいけど、うまく話せそうもないし、話が噂うわさになったり、親に筒抜けつつぬになりそうで怖いんだ」ぐらいのことを話して、相手がどんな反応をするか待ってみよう。君の不安を理解してくれるようなら、実際に悩みを話してみよう。一気に全部話すのではなく、少しずつ分けて語る方が良いと思う。

じゃあ、今度は打ち明けられた側の人への助言。どうすればよいか。

まずはあわてないで冷静になることだ。そして「ひとりの人間が別の人間に悩みを話そうとしている」のだから、「それはよっぽどなことだ」と考えよう。

そして「きちんと聞く」ことに努めよう。何かアドバイスをしたくなるかもしれないけれど、「思いつきのアドバイスでうまくいくのなら、彼はそこまで苦労はしていないはず」だよね。先入観を捨てて相手の話を聞き、「気のせいだ」「気の持ちようだ」などと決めつけないことだ。

もちろん、話を聞く側の君自身が苦しみを抱えていて、彼の話聞くゆとりがないときには、正直に「今は話を聞くゆとりが自分にはないんだ」と言えばいいと思う。相手はガッカリするかもしれないけれど、最初、無理して話を聞いていて、途中でしんどくなって突き放すより、傷は少ない。

岡山県精神科医療センター 精神科医 塚本千秋

いじめにおける当事者とは

1 はじめに

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者の関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つものである。また、いじめる側の保護者やいじめられる側の保護者も、それぞれの保護者として、子どもを保護・監督する立場にあり、学校も子どもの命を守るためにいじめの早期発見に努め、適切な防止措置をとらなければならない立場にあることから、いじめに関わる全ての人々が「当事者」といえる。いじめにおける「当事者」としてどのような責任があり、それぞれの立場でどのようなことができるかを考えることにより、いじめ防止につなげる。

2 学習のテーマとねらい

(1) テーマ 「いじめにおける当事者の責任について考える」

(2) 主な対象 高等学校

(3) 学習のねらい

いじめの問題における加害者（いわゆる「観衆」も、行為の内容により「加害者」として法的責任等を問われる）・被害者・傍観者・保護者・学校のそれぞれについて、法的な視点や道義的な視点から、その「責任」について考えていくことにより、当事者意識を持っていじめを防止するための主体的な行動をとることができるようになる。

3 教材について

裁判事例（判例）は、「加害者」「被害者」「傍観者」「保護者」「学校」、それぞれの問題点を比較的明確に区分けし、「誰が」「どうすべきだったのか」、また「どうしなかった」から責任を問われたのかが具体的に論証されている。裁判事例（判例）を教材として活用することで、裁判で問われる当事者の法的責任について学ぶことができる。また、生徒たちが実際の裁判事例を学ぶことにより、架空の事例ではなく、自身にも起こり得る具体的な事例として自分のこととして考え、いじめを防止するために何ができるかを考えることができるようになることをねらいとしている。

取組例

ホームルーム活動

(1) ねらい

○いじめに関する裁判事例を通して、当事者の法的責任等について理解する。

○いじめ問題において、関わる全ての人々が当事者という意識を持って、いじめを防止するために何ができるかを考える。

(2) 活 動

- 1 いじめにおいて、誰にどんな責任があるか考える。
「資料の【事件の概要】の部分を読み、誰のどんな行為が問題だったと思うか。」

<予想される生徒の反応>

- ・同じ組の男子児童が殴る、蹴る、つねる等の暴行をしたこと。
- ・K先生が母親の訴えに対し、加害者を軽く戒めただけで、いたずらや暴行は一向に終わらなかったこと。
- ・「ズッコケ」といわれるいたずらが、男子児童により頻繁に繰り返されていたこと。
- ・K先生が加害者の児童の父母に悪戯や暴行の事実を告げても、加害者の児童の父母がやめさせなかったこと。 等

「資料の【判決】の部分を読み、裁判では誰にどんな責任があるとされているだろうか。」

<予想される生徒の反応>

- ・Bの父親・母親は、親権者として児童が家庭内にいると家庭外にいるとを問わず、子どもの生活関係全般にわたって保護監督すべきであった。
- ・Bの父親・母親は、親権者として、社会生活を営んでいくうえでの基本的規範の一つとして、他人の生命・身体に対して不法な侵害を加えることのないよう、子に対し、常日ごろから社会生活規範についての理解と認識を深め、これを身に付けさせる教育を行って、児童の人格の成熟を図る責任があった。
- ・K先生が男子児童に対し、軽度の暴行又は悪戯からも生命、身体等の損傷に連なる不測の事態が起り得ることを繰り返し、真剣に説いて、Aに対する暴行を止めるよう嚴重に説諭すべきであった。
- ・K先生は、クラスで男子生徒がしていた「ズッコケ」は、相手が、転倒して身体を強打し、傷害を受ける可能性もあることから、クラスで頻繁に行われていた悪戯の持つ危険性を男子児童に説明して、これを止めるよう嚴重な注意をなすべきであった。
- ・K先生は、いじめを根絶するための抜本的、かつ徹底した対策を講じる責任があった。

<留意点>

- ・学校などでいじめを行った加害者は未成年であるため、裁判においては、少年法によって裁かれることを押さえておく。＊62ページ参照
- ・民事裁判において、加害者が未成年の場合、加害者に責任能力がないと判断された場合には、加害者の親が監督義務者としての責任を問われることになる。
- ・学校・教師には、学校教育の場において児童・生徒の生命、身体等の安全に万全を期すべき義務を負うため、裁判では、学校・教師の安全配慮義務等が問われることになる。
- ・子どもたちは基本的な権利として、生命・身体・精神を危険にさらされない権利を持っていること、そして学校に対しては学校内で安全に生活し学習できる環境を求める権利を持っていることを押さえたい。

2 裁判で、責任を問われなかった人の責任等について考える。
「被害者、被害者の保護者、傍観者（いじめを見ている人）としてできることはなかっただろうか。それぞれの立場で考えてみよう。」

<予想される生徒の反応>

(被害者)

- ・他の先生に相談する。
- ・専門の相談窓口相談する。 等

(被害者の保護者)

- ・加害者の保護者と早く話し合いをするべきだった。
- ・担任のK先生に訴えても改善されなかった時、他の先生に相談するべきだった。 等

(傍観者)

- ・男子児童がAをいじめていることを先生に相談するべきだった。
- ・Aに寄り添い励ましてあげることができた。 等

<留意点>

82ページの相談窓口一覧を参考に、様々な相談機関があることを伝える。

「この裁判事例では、被害者は保護者に相談しているが、保護者や先生になかなか相談しないケースもある。なぜ、いじめの被害者は保護者や先生に相談しづらいのだろうか。」

*ここでは、裁判事例からではなく、生徒のこれまでの経験等から考えるようにする。

<予想される生徒の反応>

- ・自分がいじめられていることを認めたくない。
- ・自分が保護者や教師から弱いと思われたくない。
- ・保護者が知って悲しんだり、いじめの解消に保護者が苦勞するのが申し訳ない。
- ・保護者や教師へ「チクった」ことへの仕返しが怖い。
- ・孤立したくないので、いじめを受けても、仲間でいたいから。
- ・保護者や教師は真剣に考えてくれないだろうという不信感がある。
- ・いじめを受けるような理由（友人の悪口を言う、約束を守らない、嘘をつく等）が自分にあると考え、そのことを誰にも知られたくない。
- ・いじめを解決できないほど弱くて無力な自分であることを認めたくないし、周囲の人に知られたくない。 等

「傍観者が、先生に報告や相談ができなかったのはなぜだろうか。」

<予想される生徒の反応>

- ・いじめに関わりたくないから。
- ・先生に報告したことを知られ、自分がいじめの次の標的になってしまうのが怖いから。
- ・自分もいじめに荷担してしまっていると考え、責められるのが嫌だから。
- ・仲のいい子たちの単なる悪ふざけだと思うから。
- ・いじめられている子にも原因があると思うから。 等

「傍観者が、どのように感じたり考えたりすると、報告や相談をすることができるのだろうか。」

*被害者の相談しづらい心情を思いやるとともに、いじめの放置による深刻化を防ぐべきであることから、傍観者の報告や相談がたいへん重要であることに気付かせる。

<予想される生徒の反応>

- ・いじめの事実を知っていて黙っていることには、耐えられない。
- ・いじめを放っておけば、いじめの行為がもっと酷くなってしまう。
- ・大きな事件に発展してしまったら大変だ。
- ・いじめられている子は自分からはなかなか大人に相談できないから、自分たちが動かないといじめは止まらない。 等

3 いじめによって、それに関わった「当事者」はどうなっていくか考える。
「いじめ事件に関わった「当事者」のその後について、加害者、被害者、保護者（加害者・被害者）、学校、傍観者等それぞれの立場から考えてみよう。」

*いじめの問題に対するマスコミ報道や、インターネット上で情報が氾濫することなどについて示唆することにより、裁判になるなど大きな事件になった場合には、それに関わった人に法的な責任が及ぶだけでなく、その後の人生にも大きな影響を与えることまで考えさせたい。

※刑事裁判と民事裁判について

刑事裁判は、検察官が起訴した事件について、犯罪事実の有無や、どのような刑罰を科すのが適当かを審理するための手続きのことである。

民事裁判は、市民どうし間でのお金の貸し借りや土地の問題、離婚・相続などの家庭内でのもめごとなど私人間の財産上・身分上の生活関係に関する紛争を法的に解決する手続である。訴えた者（原告）が、相手方（被告）に対して、自分の権利を主張して裁判所に訴えを起こし、裁判所の判断を得て自分の主張を認めてもらい、その権利を実現する裁判である。

参考文献

- 『実践いじめ授業—主要事件「判決文」を徹底活用』 梅野正信・采女博文 編著
エイデル研究所 平成13年
- 『いじめ判決文で創る新しい人権学習』 梅野正信 明治図書 平成14年

資料<<裁判事例>>

【事件の概要】

女子児童Aは、小学校3年生の3学期Z小学校に転校してきた。転校直後から、同じ組の男子児童から再三殴る、蹴る、つねる等の暴行を受けた。4年生に進級してからも頻繁に同様の暴行被害を受けた。Aから暴行被害の訴えを聞いた母親は、4年生の4月、担任のK先生に、Aがたびたび暴行を受けている事実を告げ、5月の家庭訪問の際にも同様の訴えをし、善処^{ぜんしよ}を求めた。母親は、再三担任のK先生に善処を求めたにもかかわらず、4年生の2学期になっても、Aへの暴行被害が減少しなかったため、9月に連絡帳で特に登下校の際に同組の男子児童から、蹴る・叩く等の暴行を受けていることを指摘し、再度、K先生に善処を強く求めた。

K先生は、暴力をふるった児童を教壇の前に呼び出して注意し、加害者を軽く戒め^{いまし}たり、児童らに話し合いをさせたりしたほか、加害者の児童の父母に連絡帳等を用いて連絡したが、悪戯^{いたづら}や暴行は一向に終わらなかった。

Aのクラスでは、相手の不意を突いて足元付近に勢いよく滑り込みをかける「ズッコケ」と称される悪戯が、男子児童により頻繁に繰り返されていた。

11月、Aはクラスメートと帰宅するため教室から廊下に出て階段に向かう途中、友だちが女子用便所に入ったので男子用便所との間の壁際で、立ち話をしながら待っていた。そこへ男子児童CがAの足元めがけて足から滑り込みをかけてきたため、Aは両足を引っ掛けられて転倒したが、倒れた後Cの身体の上に乗るような格好となったため、廊下に身体を打ち付けることは免れた。AはCの再度の暴行を避けるため、女子用便所の入り口付近にいたところ、男子児童BがAの背後から滑り込みをかけ、Aの足を引っかけたため、Aは前向きに転倒し、床面で顔面を強打した。

その結果、Aは前歯を破折脱臼^{はせつだつきゅう}するなどの傷害を受け、上左右各第二歯（門歯^{もんし}）について抜髄^{ぼつずい}する応急措置を受けた。その後、義歯^{ぎし}を入れ、以後も顎^{あご}の発育がほぼ完了する満15歳の頃に再度所要の治療を行う必要が生じた。また、事故後いじめから逃れるために転校している。

【裁判】

被害児童Aの両親が、Z小学校の設置管理者であるY市と加害児童B・C2名の親を相手に、損害賠償請求。

【判決】

加害児童の両親については、「Bの父親・母親が事故当時、Bの親権者として監督すべき法定の義務を負っていたことは明かである」「当時Bは、満10歳で、一般に未だ自己の行為の意味と結果を理解して、自らの行為を律することが出来る知能を備えていないから、Bは、当時責任無能力者であったと認める。そうすると、Bの父親と母親は、Bに対する親権者としての監督義務を怠らなかつたことを主張立証しない限り、事故によりAが被った損害を賠償すべき責任を負うべきである」「親権者は、児童が家庭内にいると家庭外にいるとを問わず、原則として子どもの生活関係全般にわたって保護監督すべきものであり、少なくとも、社会生活を営んでいくうえでの基本的規範の一つとして、他人の生命・身体に対して不法な侵害を加えることのないよう、子に対し、常日ごろから社会生活規範についての理解と認識を深め、これを身に付けさせる教育を行って、児童の人格の成熟を図る広汎で深遠な義務を負う。たとえ子どもが学校内で起こした事故であっても、それが他人の生命、及び身体に危害を加えるというような社会生活の基本規範に抵触する性質の事故である場合には、親権者が右のような内容を有する保護監督義務を怠らなかつたと認められる場合でない限り、右事故により生じた損害を賠償すべき責任を負担するものというべきである」「Bの父親と母親が、親権者として保護監督義務を果たしたかについては、Bの母親本人の供述中に、家庭では、Bに対し、弱い者いじめはしないように言い聞かせていたとの供述はあるけれども、かかる説諭のみでは、保護監督義務を尽くしたとは到底言えないし、他に義務を怠らなかつたと認め得る証拠はない」と、監護教育義務違反を認めた。

また、**学校側**については、「K先生は、事故が発生するかなり以前から、Aが集中的、かつ、継続的に暴行を受け、悪戯されている事実を認識していたばかりか、事故の1ヶ月前には、Aの母親から、警告とも言える強い調子の訴えを受けたのだから、遅くともその時点では、男子児童によるAへのいじめの事態が容易ならざる深刻なものであることを認識し、かかる事態を解消するため、抽象的、一般的な注意に止まらず、抜本的には、児童による集団討論、いわゆるいじめっ子及びAとの個別面接等の方法によって、『いじめ』の真因を解明し、家庭とも協力してその原因の除去に努めるべきことはもとより、当面、組の男子児童に対し、軽度の暴行又は悪戯からも生命、身体等の損傷に連なる不測の事態が起り得ることを繰り返し、真剣に説いて、Aに対する暴行を止めるよう嚴重に説諭すべきであった」「とくに、本件傷害の原因となった『ズッコケ』は、対象者の不意を突いて、その足元付近に勢いよく滑り込みをかけるので、たとえ本来は相手を転倒させるものではないとしても、そのような事態の発生するおそれがきわめて強いことは明かであり、相手が、転倒に伴って身体を強打し、傷害を受ける可能性のあることも明かである。K先生としては、頻繁に行われていた悪戯の持つ危険性を男子児童に説明して、これを止めるよう嚴重な注意をなすべきであった」「K先生は、いじめを根絶するための抜本的、かつ徹底した対策を講じなかつた」として、学校側が監督義務を怠ったことを認めた。

よって、被告Y市、Bの父親と母親に対し、273万円の支払を命じた。

なお、Cの滑り込みとAの傷害とは直接関連はないことから、Cの両親に対する請求は認められなかつた。

3 資料

<実践事例集等>

- 「子どもたちの明るい未来のために ～いじめの問題に関する資料～」
(いじめの問題に関する資料作成委員会 平成19年3月)
http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/100829_327548_misc.pdf

内容例

- ・一人一人が存在感を持つことのできる学級経営
- ・一人一人を生かす授業づくり
- ・社会性のかん養と豊かな情操の育成

- 「いじめ問題に対する新たな提言」
(岡山県いじめ対策行動推進会議 平成19年9月)
http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/100829_327549_misc.pdf

内容例

- ・いじめを生まない学校・学級づくり
児童によるいじめ防止の劇（小学校）
生徒有志の「いじめをなくすための実行委員会」（中学校）
生徒会による「いじめ撲滅宣言」（高等学校）
異年齢の交流活動（中学校）
- ・豊かな人間関係づくり
- ・きめ細かい指導による基礎基本の徹底
- ・心の教育の推進
- ・基本的生活習慣の確立

- 「いじめを許さない学校をめざして ～いじめ問題実践事例集～」
(岡山県教育委員会 平成20年3月)
http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/100829_327550_misc.pdf

内容例

- ・ソーシャルスキル教育を活用した実践（小学校）
- ・実態調査を繰り返し未然防止の対応を計画した取組（中学校）
- ・「いじめ防止プログラム」の実践（中学校）
- ・ピアサポートを通じて集団を育てる取組（高等学校）
- ・適切なかかわり方を学ぶための総合的な支援の取組（特別支援学校）
- ・思いやりの心を育む学校の実践と児童の自主的な活動（小学校）
- ・生徒の自主的な活動によるいじめの未然防止の取組（中学校）
- ・いじめ撲滅宣言など生徒会による自主的活動による取組（高等学校）
- ・いじめの未然防止に向けた危機管理マニュアル（小学校）

<指導資料>

内 容	対 象	教 材 名	指 導 資 料 名
いじめ	小学生中学年	なくそう！いじめ	人権教育指導資料V 人権学習ワークシート集 上 *
いじめ	小学校第4学年	友達と仲よくしよう	人権教育指導資料I 輝き
いじめ	中学生	孤立体験～「グループ化」と「仲間はずれ」～	人権教育指導資料II ワークショップ 上
いじめ	中学生	いじめについて考えよう	人権教育指導資料V 人権学習ワークシート集 上 *
いじめ	高等学校第1学年	公民科「現代社会」『日本国憲法と民主政治』	人権教育指導資料I 輝き
ストレス	小学校第2学年	思い切って	人権教育指導資料VII 児童虐待防止編 *
ストレス	中学生	自分の感情とうまく付き合うために	人権教育指導資料V 人権学習ワークシート集 上 *
ストレス	高校生	自分の気持ちを表現する三つの伝え方	人権教育指導資料V 人権学習ワークシート集 上 *
ストレス	高校生	対立を生活に生かそう	人権教育指導資料VI 人権学習ワークシート集 下 *
ストレス	高校生	怒りのコントロール	人権教育指導資料VII 児童虐待防止編 *
自己肯定感	小学校第1学年	みんな いいところ いっぱいあるね	人権教育指導資料VII 児童虐待防止編 *
自己肯定感	小学校第4学年	生命の尊さ	人権教育指導資料VII 児童虐待防止編 *
自己肯定感	小学生高学年	宇宙基地で暮らす～子どもが考える子どもの人権～	人権教育指導資料II ワークショップ 上
自己肯定感	小学生高学年	生きる、育つ、守られる、参加する～「児童の権利に関する条約」をわたしとあなたとみんなのものに～	人権教育指導資料III ワークショップ 下
自己肯定感	小学生高学年	知ってる？子どもの権利	人権教育指導資料V 人権学習ワークシート集 上 *
自己肯定感	小学校第6学年	身近な生活と児童の権利に関する条約	人権教育指導資料VII 児童虐待防止編 *
自己肯定感	中学生	パチパチカード～友達や自分のよいところを見付けよう～	人権教育指導資料III ワークショップ 下
自己肯定感	中学校第1学年	生命の尊重	人権教育指導資料VII 児童虐待防止編 *
自己肯定感	中学校第2学年	私の姿、あなたの姿	人権教育指導資料VII 児童虐待防止編 *
人間関係づくり	小学生低学年	やさしいっぱいのクラスにしよう	人権教育指導資料V 人権学習ワークシート集 上 *
人間関係づくり	小学生低学年	がまんしないでつたえればいいんだよ	人権教育指導資料VI 人権学習ワークシート集 下 *
人間関係づくり	小学生高学年	自分さがしの旅～自分らしさを発見し、人間関係づくり役にしよう～	人権教育指導資料II ワークショップ 上
人間関係づくり	中学生	わたし式～相手を理解し自分の思いを伝えよう～	人権教育指導資料II ワークショップ 上
人間関係づくり	高校生	喜怒哀楽～言葉について考える～	人権教育指導資料II ワークショップ 上

*岡山県教育庁人権教育課のウェブページからダウンロードすることができます。(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/153/)

いじめとこころの相談窓口一覧

(平成26年3月現在)

～いじめに関すること～



岡山県青少年総合相談センター ～ハートフルおかやま110～	
総合相談窓口	電話相談：086-224-7110 8時30分～21時30分 年中無休（年末年始を除く） メール相談：sodan110@pol.oninet.ne.jp
いじめ相談専用	電話相談：0570-0-78310（な・や・み・い・おう） 24時間対応・年中無休（年末年始を除く）
ヤングテレホン ・いじめ110番	電話相談：086-231-3741 24時間受付 年中無休 面接相談：年末年始を除く・要予約 メール相談：youngmail@pref.okayama.jp
子どもほっとライン	電話相談：086-235-8639 年中無休（年末年始を除く） 月～金 17時～21時30分 土・日・祝日 8時30分～21時30分 メール相談：kodomo@fine.ocn.ne.jp
県教育委員会「いじめ問題 対応専門チーム」相談窓口	電話相談：086-234-2476（こっこり・よく・な・ろう） 月～金 10時～12時、13時～15時
県総合教育センター	電話相談：0866-56-9115 月・水・木・金 9時～17時、火13時～17時
倉敷教育相談室	電話相談：086-427-0244 火・水・第1・3金 9時～16時
高梁教育相談室	電話相談：0866-22-9833 火・金 9時～16時
津山教育相談室	電話相談：0868-24-1424 月 9時～16時
子どもの人権110番	電話相談：0120-007-110 通話料無料 月～金 8時30分～17時15分



～こころに関すること～

岡山いのちの電話	電話相談：086-245-4343（こじゅうよじかん・いつでも・し・み・じ・み） 年中無休 24時間体制
チャイルドライン	電話相談：0120-99-7777 通話料無料 月～土 16時～21時
よりそいホットライン	電話相談：0120-279-338（つなぐ・ささえる） 24時間通話料無料
県精神科医療センター・児 童思春期外来	086-225-3821（代表） 完全予約制 受付：月～金 8時30分～16時30分

作成委員名簿

認定NPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ	理事	市原 千代子
NPO法人ジェントルハートプロジェクト	理事	小森 美登里
岡山理科大学 他	非常勤講師・カウンセラー	市場 恵子
県教育庁義務教育課生徒指導推進室	参事（県警察から出向）	島村 裕史
県精神科医療センター	医監	塚本 千秋
弁護士		川崎 政宏
美作市立美作第一小学校	教諭	綱島 邦子
浅口市立六条院小学校	教諭	平井 貴美子
津山市立津山西中学校	養護教諭	橋本 淑子
新見市立大佐中学校	教諭	村下 善志恵
県立岡山城東高等学校	教諭	清水 政彦
県立瀬戸南高等学校	教諭	宮田 拓
県教育庁義務教育課生徒指導推進室	指導主事(主任)	森 慎太郎
県総合教育センター生徒指導部	指導主事	岡本 邦尚

事務局

県教育庁人権教育課	課長	福原 洋子
	参事	嶋田 健一郎
	総括副参事	岩藤 英樹
	総括主幹	金藤 賢史
	指導主事（主幹）	藤野 博
	指導主事（主任）	藏重 桂子
	指導主事（主任）	小林 明

人権教育指導資料Ⅷ

こころ

～いじめ・自殺等の未然防止に向けて～

発行：平成26年3月

岡山県教育庁人権教育課

住所：〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号

電話：(086) 226-7612

FAX：(086) 224-2134

H P：http://www.pref.okayama.jp/soshiki/153/
